

# リスクアセスメント等の導入による労働災害防止講習会

労働災害防止について

三田労働基準監督署 安全衛生課

- 労働災害発生状況の確認（令和 2 年まで）
- 労働災害発生状況の確認（令和 3 年の状況）
- 労働災害発生状況の確認（令和 4 年）
- 労働災害減少のために（基本的事項の確認）
- 労働災害減少のために（最近の政策動向を確認）
- まとめ

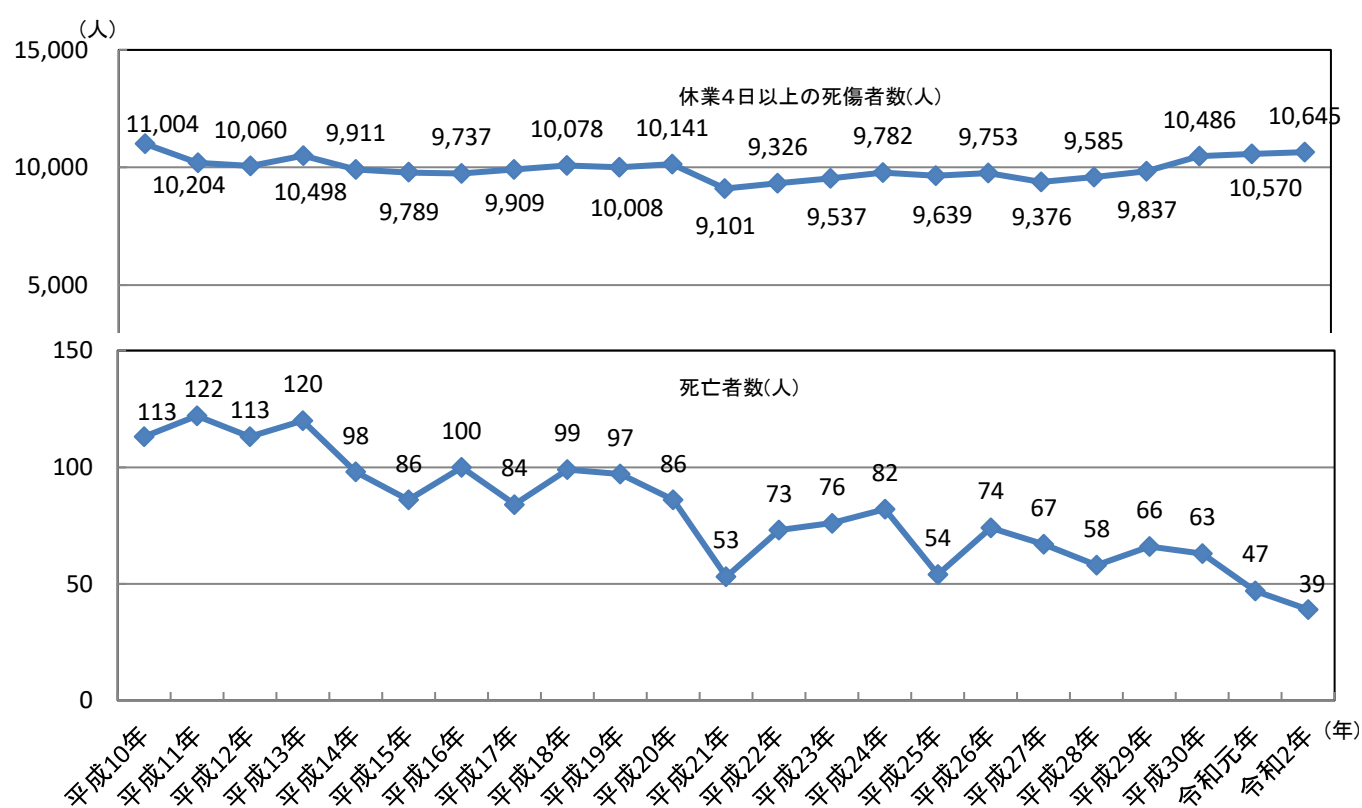
# 1 労働災害による死傷者数の推移 (休業4日以上)

東京の労働災害の死傷者数は、リーマンショックの翌年の平成21年は9,101人と最少を記録しましたが、平成28年から令和2年にかけて死傷者数は5年連続で増加して10,645人となり、3年連続1万人を超える状況となっています。

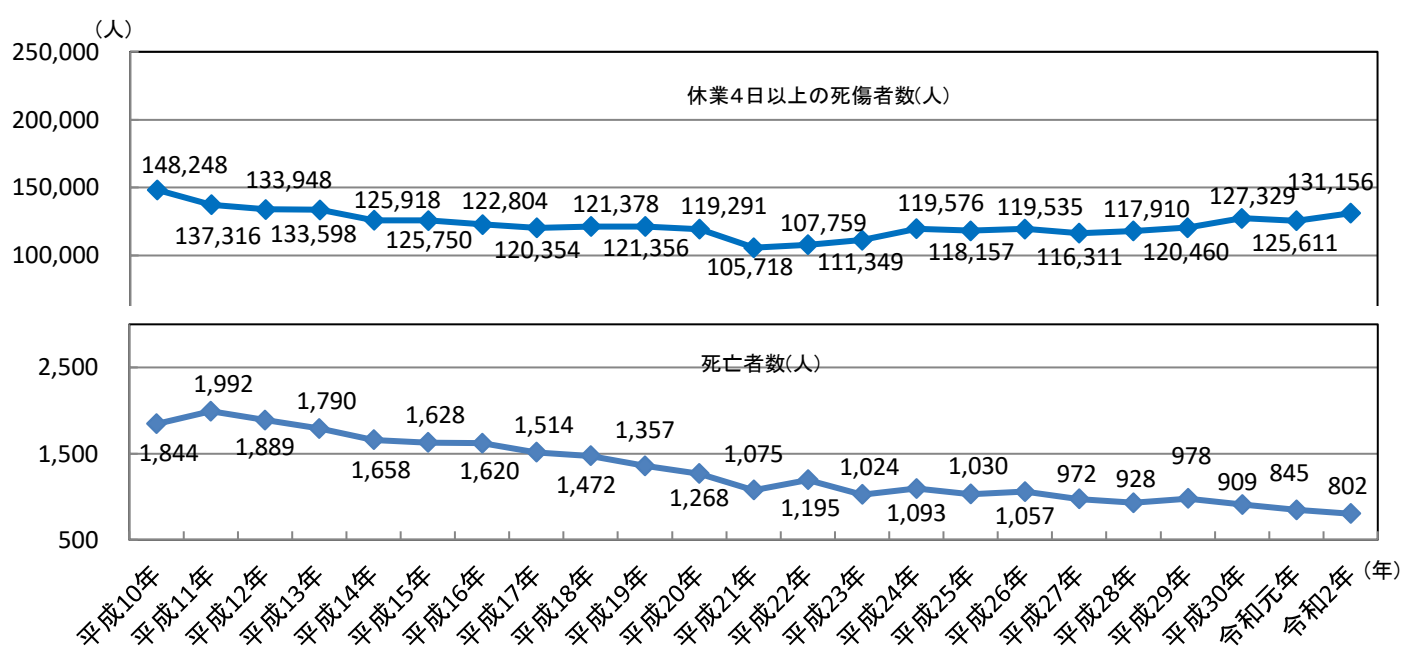
また、東京の労働災害による死亡者数は令和2年は39人で、令和元年に比べて8人(17.0%)減少し、過去最少となりました。

## 労働災害による死傷者数の推移(休業4日以上)

東京



全国



## 2

## 業種別死亡災害発生状況の推移

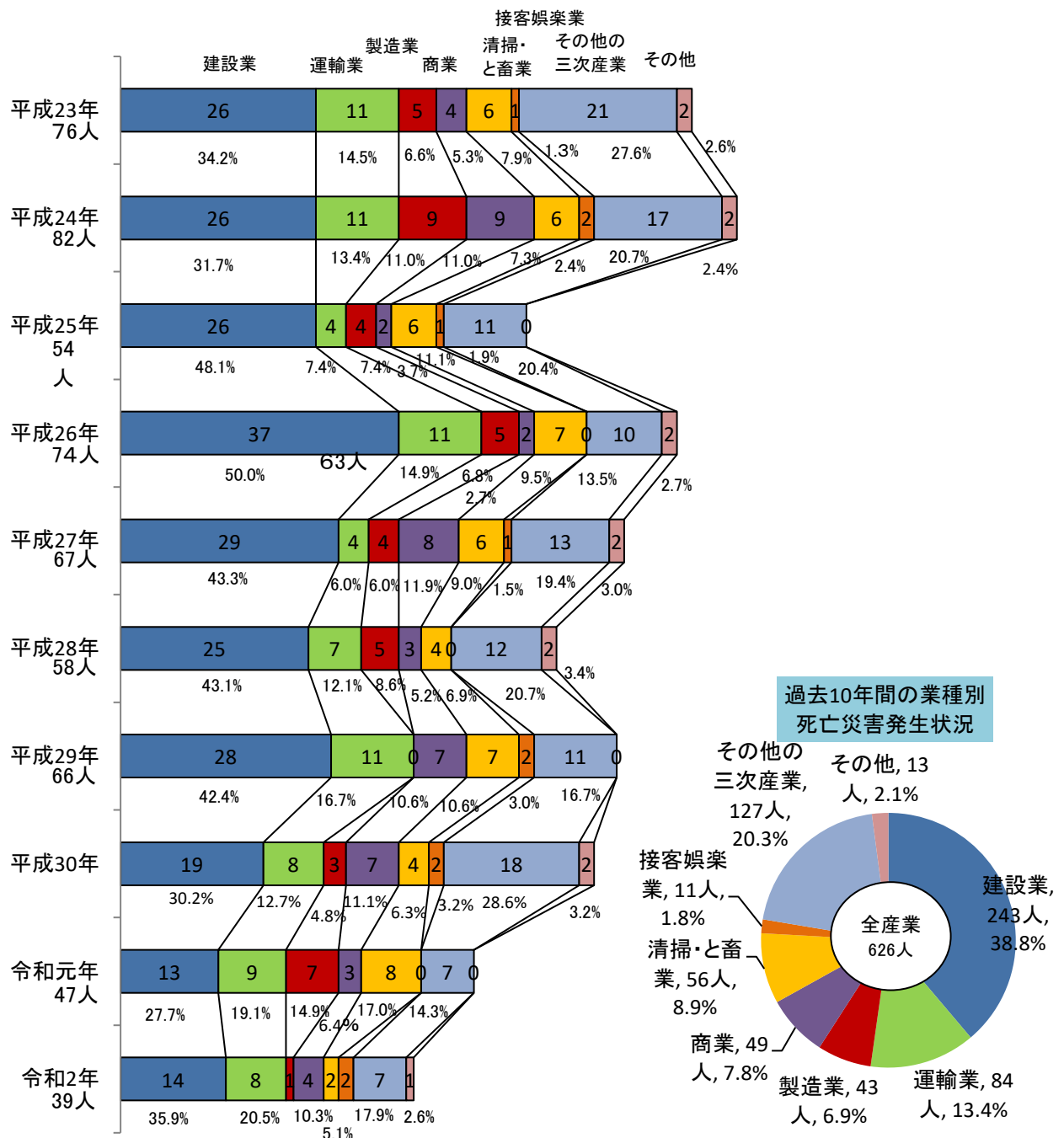
ー死亡災害の約74%は建設業、運輸業及び第三次産業で発生ー

令和2年の死亡災害39人を業種別にみると、建設業は前年と比較して1人増加して14人、商業等の第三次産業(※)は前年と同数の7人となりました。

全業種に占める死亡災害が割合は、建設業35.9%、運輸業20.5%、第三次産業17.9%であり、この3業種で全体の74.3%を占めています。

※第三次産業は下図において、商業、清掃と畜業、接客娯楽業、その他の第三次産業の合計を指します。

## 業種別死亡災害発生状況の推移



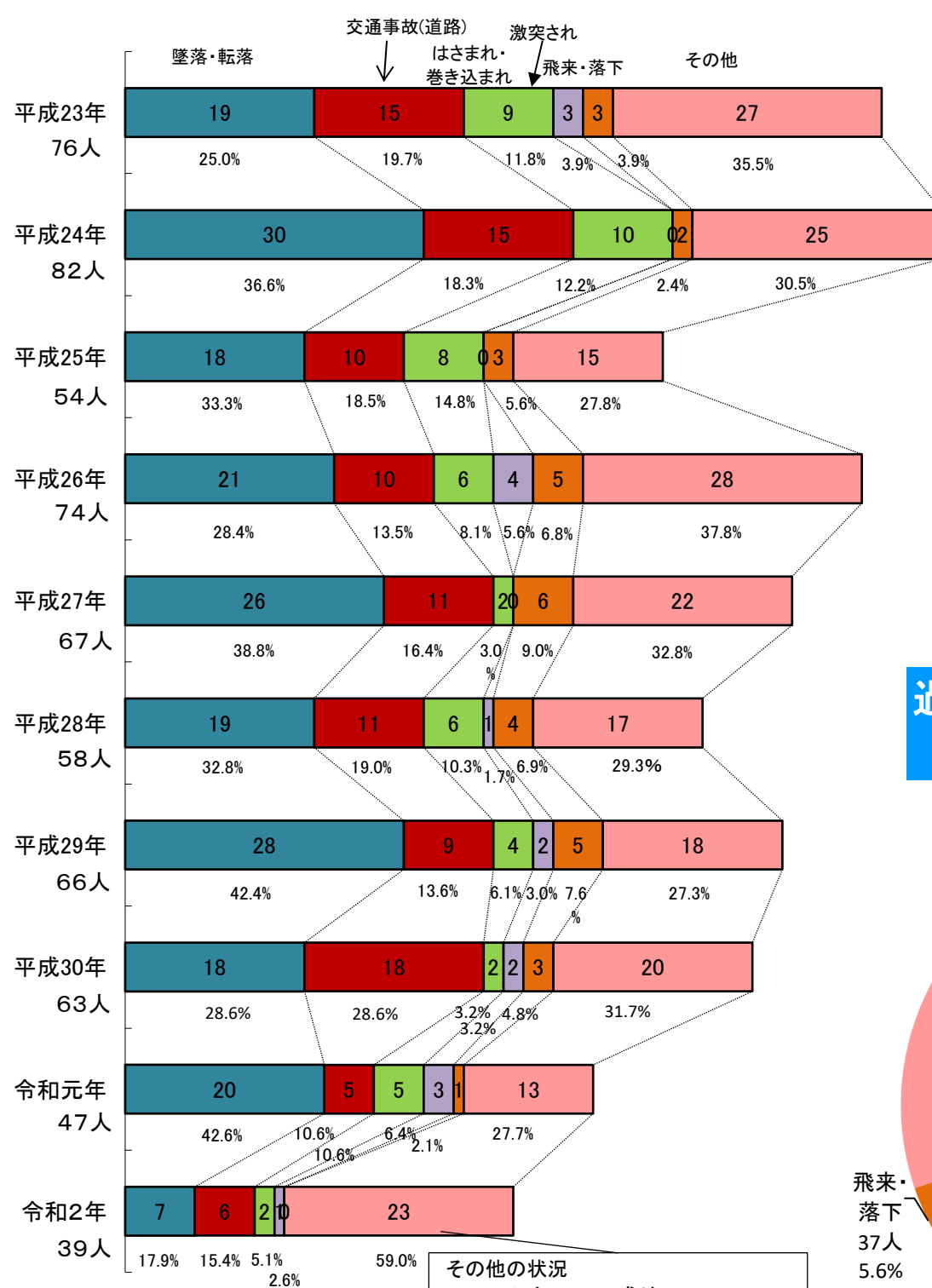
## 3

## 事故の型別死亡災害発生状況の推移

－「墜落・転落」「交通事故（道路）」がトップ－

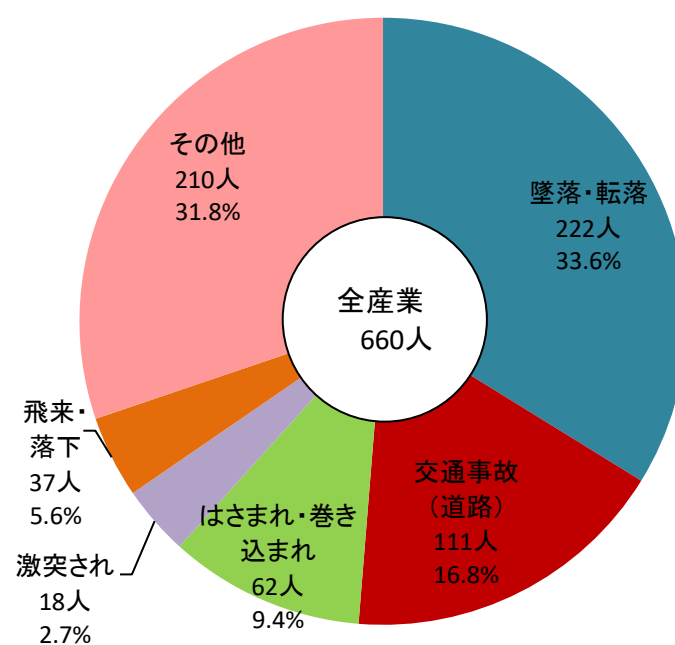
令和2年の死亡災害39人を事故の型別にみると、「墜落・転落」が7人、「交通事故（道路）」が6人と続いている。  
その他の23人のうち6人は新型コロナウイルス感染症によるものが含まれている。

## 事故の型別死亡災害発生状況の推移



その他の状況  
 ・新型コロナウイルス感染6  
 ・有害物との接触4  
 （硫化水素中毒2、一酸化炭素中毒2）  
 ・衝突3  
 ・転倒2  
 など

## 過去10年間の事故の型別死亡災害発生状況



## 4

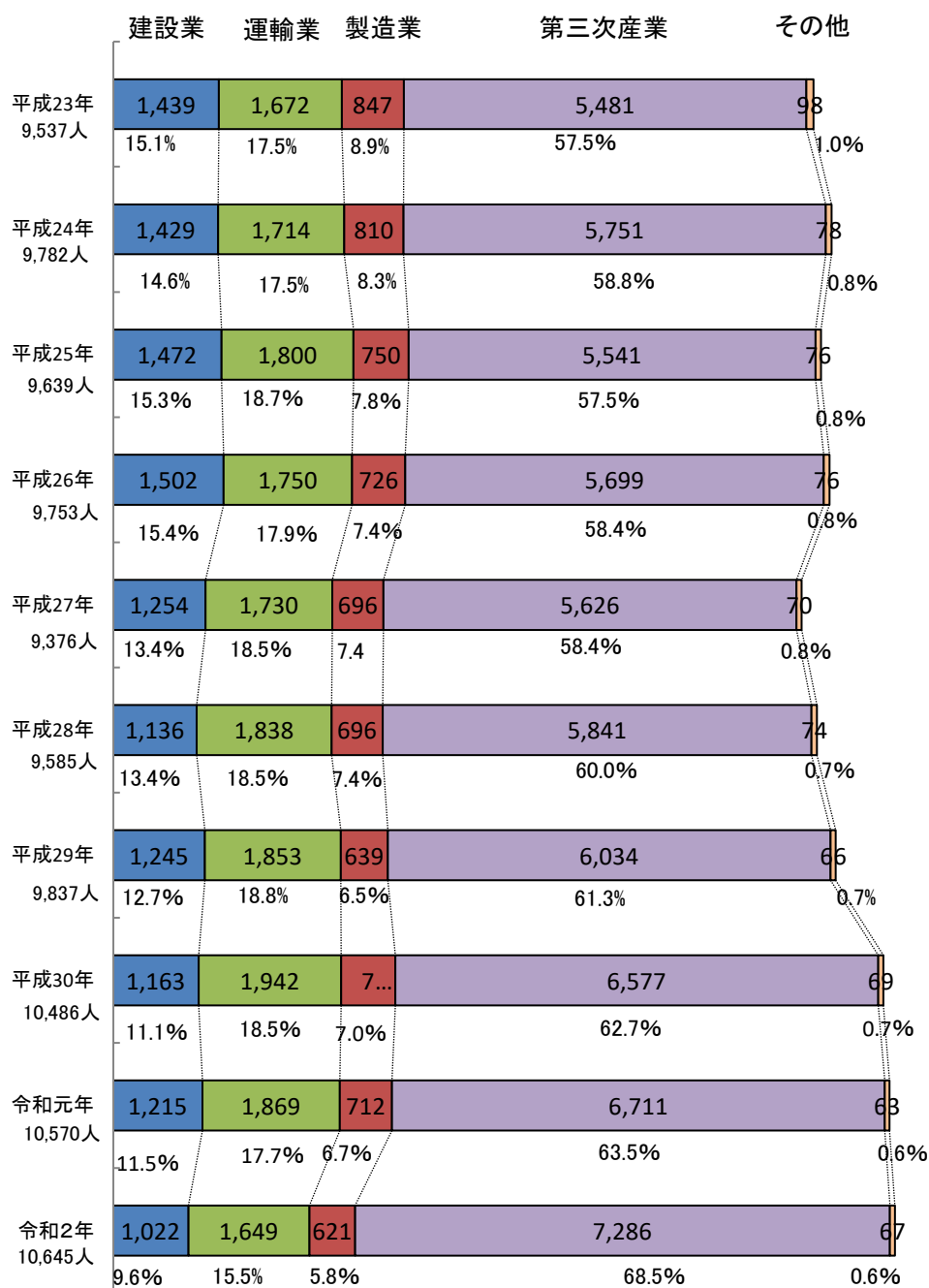
## 業種別死傷災害発生状況の推移

ー第三次産業の発生件数がトッパー

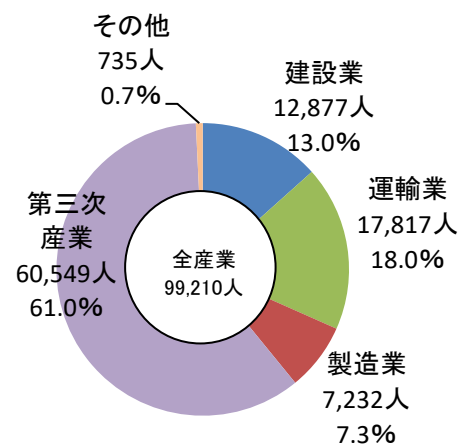
令和2年の休業4日以上死傷者数は、第三次産業が68.5%を占め最も多く、次いで運輸業が15.5%を占めています。

平成25年以降、全体に占める第三次産業の割合が増加しています。

## 業種別死傷災害発生状況の推移



過去10年間の業種別  
労働災害発生状況



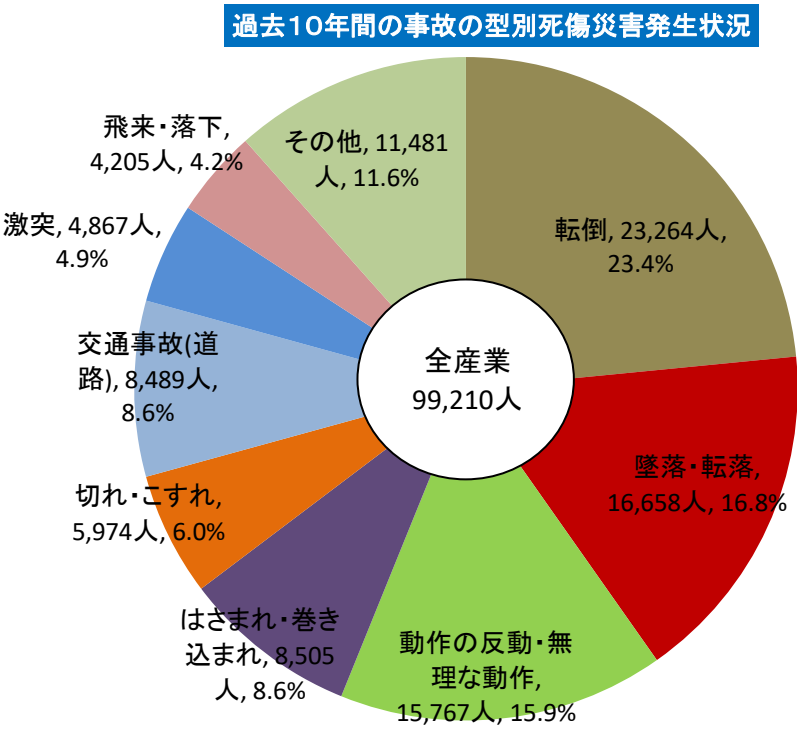
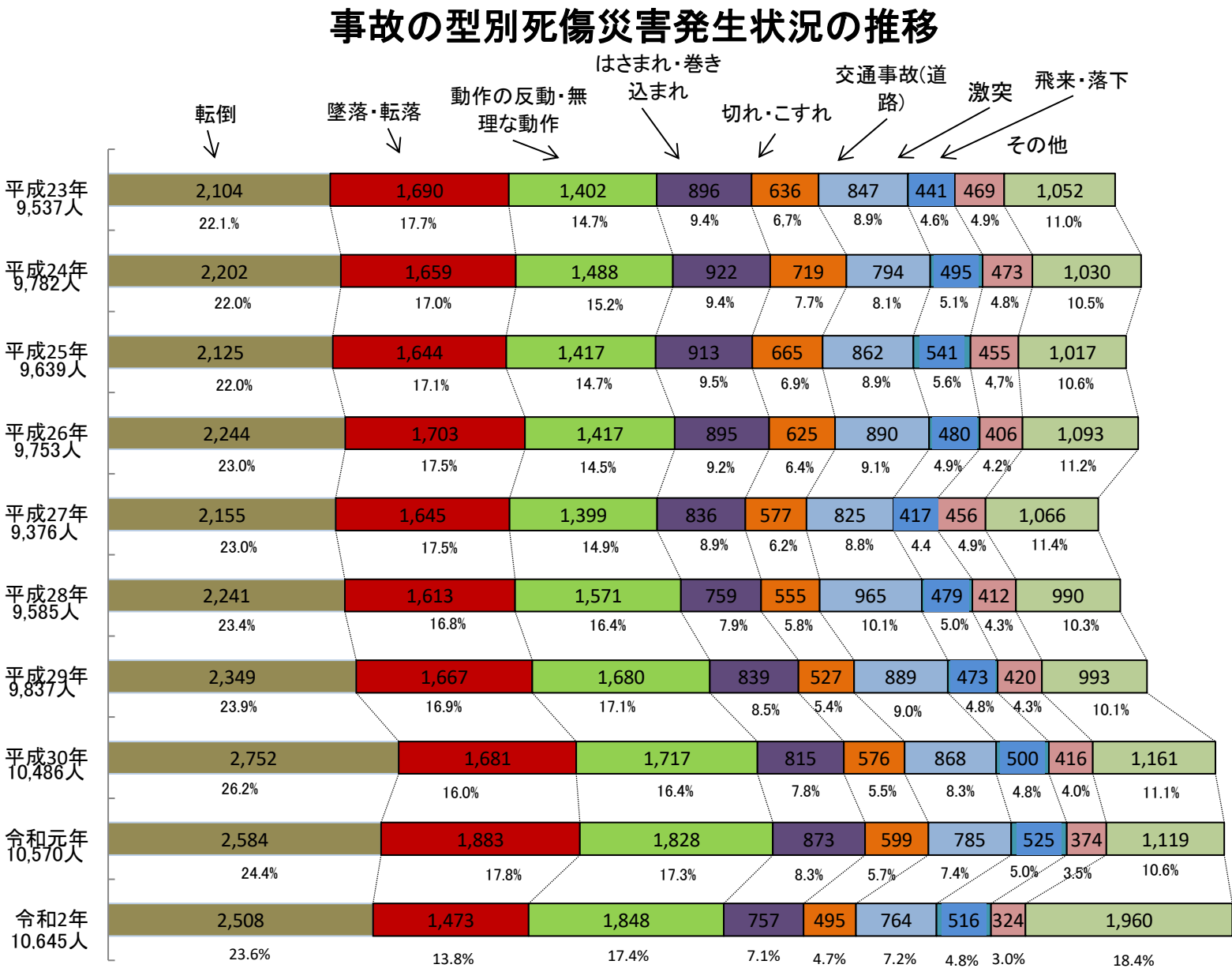
7

5

事故の型別死傷災害の発生状況の推移

—依然として多い「転倒」、「墜落・転落」—

事故の型別にみると、「転倒」による災害の占める割合が最も多く、令和2年は23.6%となっています。また、「転倒」、「墜落・転落」、「動作の反動・無理な動作」などの行動災害が全体の54.8%を占めています。



## 6

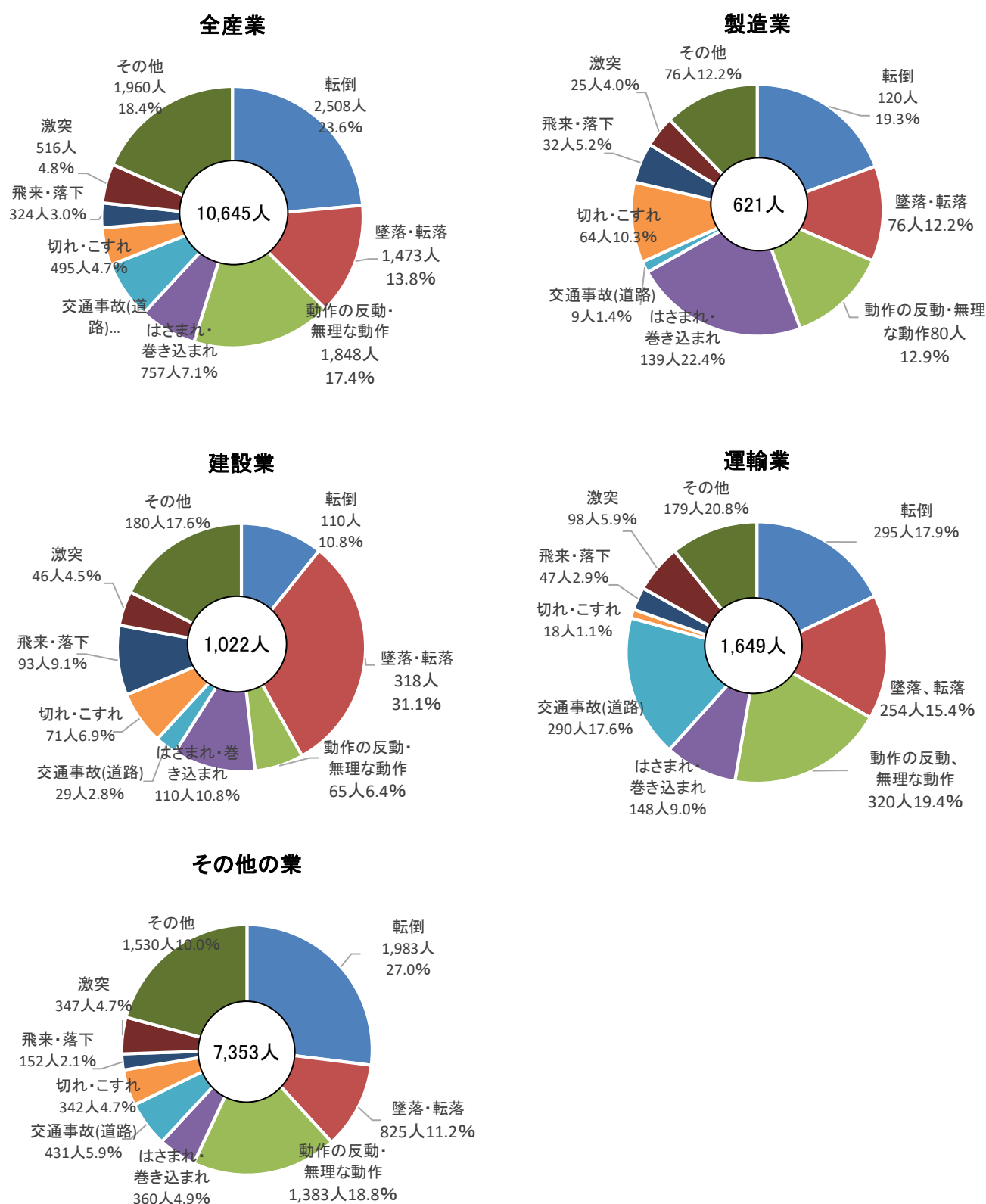
## 業種別・事故の型別・起因物別死傷災害発生状況

## ー業種によって異なる死傷災害のパターンー

令和2年の休業4日以上死傷災害を「事故の型」と「起因物」に分類すると、業種によって特徴のある災害パターンを示しています。

## (1) 業種別・事故の型別(令和2年)

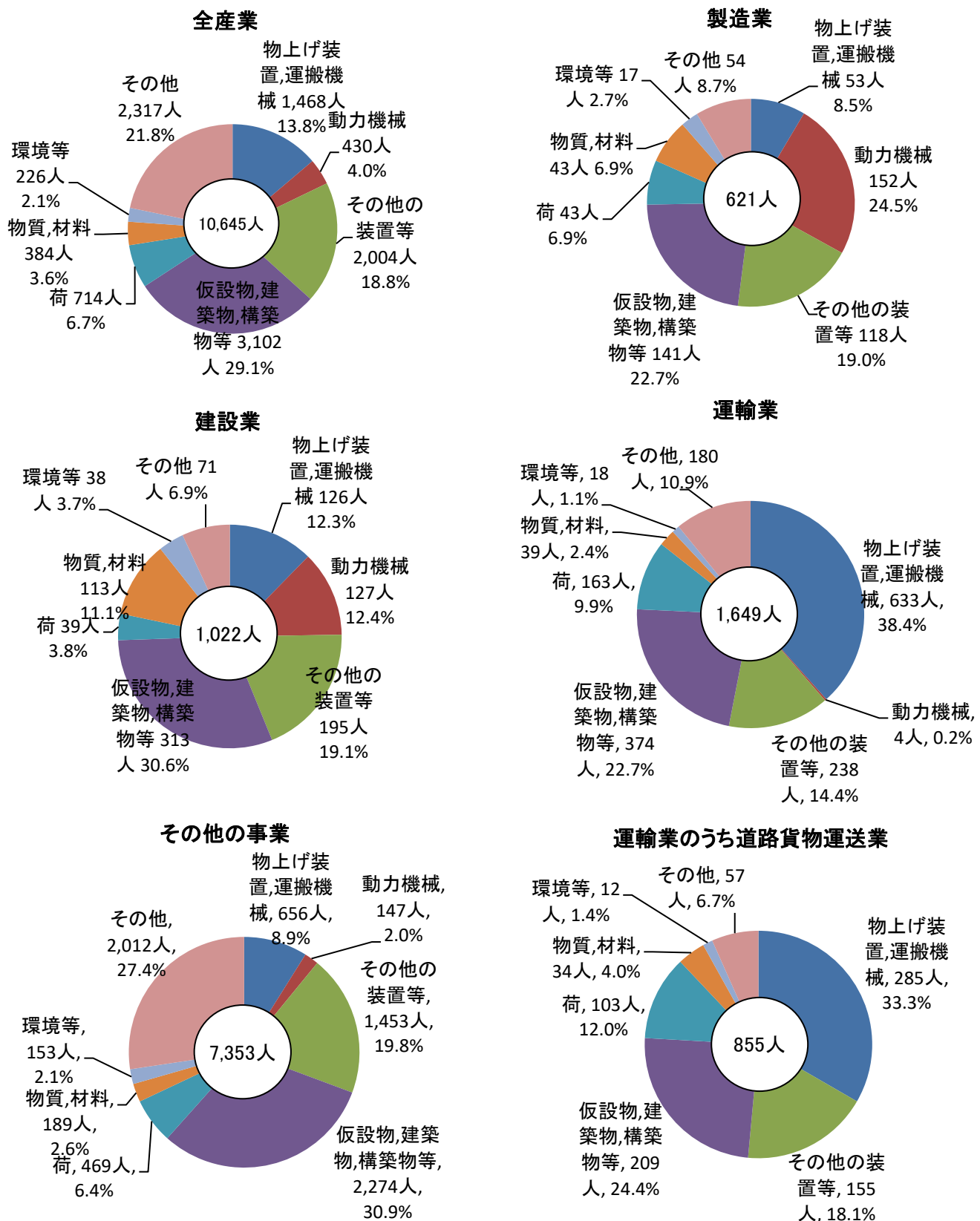
事故の型別にみると、製造業では「はさまれ・巻き込まれ」、建設業では「墜落・転落」、運輸業では「交通事故(道路)」、その他の事業では「転倒」がそれぞれ高い割合を示しています。



(注) その他の事業は全産業から製造業、建設業、運輸業を除いたもの。

## (2) 業種別・起因物別(令和2年)

起因物別にみると、製造業では「動力機械」(食品加工用機械など)と「仮設物・建築物・構築物等」、建設業では「仮設物・建築物・構築物等」(足場など)、運輸業では「物上げ装置、運搬機械」(トラックなど)、その他の事業では「仮設物・建築物・構築物等」(階段など)がそれぞれ高い割合を示しています。



## 令和3年死亡災害発生状況（確定値）

## その2 事故の型別・業種別

東京労働局 労働基準部安全課

|                 | 製造業 | 建設業 | 土木工<br>事業 | 建築工<br>事業 | 木造家<br>屋建築<br>工事業 | その他<br>の建設<br>業 | （注<br>2）陸<br>上貨物<br>運送事<br>業 | ハイ<br>ヤー・<br>タク<br>シー業 | その他<br>の運輸<br>交通・<br>貨物取<br>扱業 | 商業 | 小売業 | 保健衛<br>生業 | 社会福<br>祉施設 | 接客娛<br>楽業 | 飲食店 | 清掃と<br>畜業 | ビルメ<br>ン業 | その他<br>の三次<br>産業 | 金融業 | 警備業 | その他<br>（一次産<br>業） | 事故の<br>型計 |
|-----------------|-----|-----|-----------|-----------|-------------------|-----------------|------------------------------|------------------------|--------------------------------|----|-----|-----------|------------|-----------|-----|-----------|-----------|------------------|-----|-----|-------------------|-----------|
| 墜落、転落           | 1   | 13  |           | 11        |                   | 2               |                              |                        |                                | 3  | 1   | 1         |            |           |     | 2         | 1         | 3                |     |     | 4                 | 27        |
| 転倒              |     | 1   | 1         |           |                   |                 |                              | 1                      |                                | 1  | 1   |           |            |           |     | 1         | 1         | 1                |     |     |                   | 5         |
| 激突              |     |     |           |           |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   |           |
| 飛来、落下           |     | 1   |           | 1         |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           | 1                |     |     |                   | 2         |
| 崩壊、倒壊           |     | 1   | 1         |           |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   | 1         |
| 激突され            |     | 2   |           | 2         |                   |                 |                              |                        |                                | 1  |     |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   | 3         |
| はさまれ、巻<br>き込まれ  | 2   |     |           |           |                   |                 | 1                            |                        |                                |    |     |           |            |           |     | 1         |           |                  |     | 1   |                   | 4         |
| 切れ、こすれ          |     |     |           |           |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   |           |
| 踏み抜き            |     |     |           |           |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   |           |
| おぼれ             |     | 1   | 1         |           |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   | 1         |
| 高温・低温の物<br>との接触 |     | 1   |           |           |                   | 1               |                              |                        |                                | 1  | 1   |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   | 2         |
| 有害物との<br>接触     | 1   | 3   |           | 3         |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   | 4         |
| 感電              |     |     |           |           |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           | 1                |     |     |                   | 1         |
| 爆発              | 1   |     |           |           |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   | 1         |
| 破裂              |     |     |           |           |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   |           |
| 火災              |     |     |           |           |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   |           |
| 交通事故<br>（道路）    |     | 1   |           | 1         |                   |                 | 1                            |                        |                                |    |     |           |            |           |     | 1         | 1         | 4                |     | 3   |                   | 6         |
| 交通事故（そ<br>の他）   |     |     |           |           |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           | 1                |     |     |                   | 1         |
| 動作の反動、無<br>理な動作 |     |     |           |           |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   |           |
| その他             |     | 4   |           | 4         | 1                 |                 | 2                            | 1                      |                                | 2  | 1   | 5         | 5          |           |     |           |           | 6                |     | 1   |                   | 20        |
| 分類不能            |     |     |           |           |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   |           |
| 業種計             | 5   | 28  | 3         | 22        | 1                 | 3               | 4                            | 2                      |                                | 8  | 4   | 6         | 5          |           |     | 4         | 2         | 16               |     | 4   | 4                 | 77        |

（注1）上段は、令和3年確定値  
下段は、前年確定値

（注2）「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

## 令和3年死傷災害発生状況（確定値）

## その2 事故の型別・業種別

東京労働局 労働基準部安全課

|             | 製造業 | 建設業  | 土木工事業 | 建築工事業 | 木造家屋建築工事業 | その他の建設業 | （注3）陸上貨物運送事業 | ハイヤー・タクシー業 | その他の運輸交通・貨物取扱業 | 商業   | 小売業  | 保健衛生業 | 社会福祉施設 | 接客娯楽業 | 飲食店   | 清掃と畜業 | ビルメン業 | その他の三次産業 | 金融業  | 警備業 | その他（一次産業） | 事故の型計 | 増減率（％） |
|-------------|-----|------|-------|-------|-----------|---------|--------------|------------|----------------|------|------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|----------|------|-----|-----------|-------|--------|
| 墜落、転落       | 66  | 306  | 33    | 217   | 15        | 56      | 230          | 23         | 31             | 282  | 174  | 82    | 59     | 70    | 40    | 147   | 114   | 242      | 24   | 40  | 25        | 1504  | 2.1    |
| 転倒          | 126 | 123  | 19    | 75    | 7         | 29      | 183          | 69         | 44             | 578  | 463  | 434   | 343    | 193   | 153   | 304   | 251   | 521      | 45   | 137 | 7         | 2582  | 3.0    |
| 激突          | 30  | 38   | 8     | 24    | 2         | 6       | 87           | 9          | 33             | 114  | 82   | 92    | 76     | 39    | 29    | 59    | 35    | 59       | 4    | 15  | 5         | 565   | 9.5    |
| 飛来、落下       | 28  | 89   | 24    | 44    | 2         | 21      | 28           | 1          | 7              | 63   | 46   | 19    | 16     | 30    | 22    | 17    | 6     | 21       |      | 5   | 4         | 307   | -5.2   |
| 崩壊、倒壊       | 15  | 38   | 13    | 20    |           | 5       | 45           |            | 1              | 35   | 25   | 8     | 6      | 7     | 4     | 11    | 2     | 25       |      | 4   | 1         | 186   | 18.5   |
| 激突され        | 28  | 51   | 13    | 34    | 2         | 4       | 48           | 10         | 10             | 63   | 42   | 39    | 34     | 19    | 6     | 16    | 4     | 53       | 1    | 16  | 2         | 339   | 16.1   |
| はさまれ、巻き込まれ  | 152 | 121  | 28    | 70    | 8         | 23      | 102          | 9          | 12             | 116  | 76   | 31    | 19     | 39    | 29    | 66    | 28    | 65       |      | 9   | 6         | 719   | -5.0   |
| 切れ、こすれ      | 61  | 72   | 11    | 44    | 8         | 17      | 14           |            | 3              | 156  | 138  | 23    | 18     | 118   | 111   | 24    | 12    | 30       | 1    | 1   | 19        | 520   | 5.1    |
| 踏み抜き        | 1   | 7    | 1     | 5     |           | 1       | 1            |            | 1              |      | 1    |       |        |       | 1     | 2     | 1     | 2        |      | 1   |           | 16    | 77.8   |
| おぼれ         |     | 1    | 1     |       |           |         |              |            |                |      |      |       |        |       |       | 1     | 1     |          |      |     |           | 2     | 100.0  |
| 高温・低温の物との接触 | 14  | 12   | 2     | 8     |           | 2       | 6            | 2          |                | 36   | 30   | 13    | 10     | 104   | 99    | 7     | 4     | 18       | 1    | 9   | 1         | 213   | -12.0  |
| 有害物等との接触    | 11  | 6    | 1     | 4     |           | 1       | 1            | 1          |                | 8    | 4    |       |        | 2     | 1     | 5     | 5     | 2        |      |     |           | 36    | -25.0  |
| 感電          | 2   | 3    |       | 1     |           | 2       |              |            |                | 1    |      |       |        |       |       |       |       | 1        |      |     |           | 7     | -30.0  |
| 爆発          | 1   |      |       |       |           |         | 1            |            | 1              |      |      | 2     | 1      | 2     | 2     | 1     |       | 1        |      |     |           | 9     | 125.0  |
| 破裂          | 1   |      |       |       |           |         | 1            |            |                |      |      |       |        |       |       |       |       | 1        |      |     |           | 3     | 0.0    |
| 火災          | 2   | 3    | 3     |       |           |         |              |            |                |      |      |       |        | 1     | 1     |       |       |          |      |     |           | 6     | 50.0   |
| 交通事故（道路）    | 11  | 25   | 6     | 13    | 3         | 6       | 59           | 206        | 16             | 153  | 119  | 90    | 80     | 44    | 42    | 17    | 8     | 154      | 20   | 24  |           | 775   | 1.4    |
| 交通事故（その他）   | 1   |      |       |       |           |         | 3            |            |                | 1    |      |       |        |       |       |       |       | 2        |      | 2   |           | 7     | 40.0   |
| 動作の反動、無理な動作 | 94  | 76   | 9     | 47    | 3         | 20      | 259          | 26         | 63             | 414  | 314  | 581   | 472    | 112   | 62    | 161   | 89    | 256      | 11   | 44  | 7         | 2049  | 10.9   |
| その他         | 30  | 213  | 29    | 153   | 2         | 31      | 31           | 52         | 26             | 183  | 50   | 2012  | 756    | 66    | 42    | 57    | 23    | 332      | 25   | 38  | 1         | 3003  | 156.4  |
| 分類不能        |     |      |       |       |           |         | 2            | 5          | 3              |      |      | 10    | 10     | 1     |       | 3     | 3     | 4        |      | 3   |           | 28    | 100.0  |
| 業種計         | 674 | 1184 | 201   | 759   | 52        | 224     | 1101         | 413        | 251            | 2204 | 1564 | 3436  | 1900   | 848   | 644   | 898   | 586   | 1789     | 132  | 348 | 78        | 12876 | 21.0   |
| 増減率（％）      | 8.5 | 15.9 | 12.3  | 9.2   | -33.3     | 51.4    | 12.2         | -7.2       | 12.6           | 20.6 | 13.1 | 69.1  | 60.1   | -7.6  | -12.1 | -5.2  | -3.1  | 14.6     | 28.2 | 8.1 | 16.4      | 21.0  |        |

（注1）上段は、令和3年確定値  
下段は、前年確定値

（注2）データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

（注3）「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

# 令和 4 年死亡災害発生状況 ( 10月末日 現在 )

## その2 事故の型別・業種別

東京労働局 労働基準部安全課

|                 | 製造業 | 建設業 | 土木工<br>事業 | 建築工<br>事業 | 木造家<br>屋建築<br>工事業 | その他<br>の建設<br>業 | (注<br>2)陸<br>上貨物<br>運送事<br>業 | ハイ<br>ヤー・<br>タク<br>シー業 | その他<br>の運輸<br>交通・<br>貨物取<br>扱業 | 商業 | 小売業 | 保健衛<br>生業 | 社会福<br>祉施設 | 接客娛<br>楽業 | 飲食店 | 清掃と<br>畜業 | ビルメ<br>ン業 | その他<br>の三次<br>産業 | 金融業 | 警備業 | その他<br>(一次産<br>業) | 事故の<br>型計 |
|-----------------|-----|-----|-----------|-----------|-------------------|-----------------|------------------------------|------------------------|--------------------------------|----|-----|-----------|------------|-----------|-----|-----------|-----------|------------------|-----|-----|-------------------|-----------|
| 墜落、転落           | 1   | 12  |           | 7         | 2                 | 5               | 1                            |                        |                                | 1  | 1   | 1         |            | 1         | 1   | 1         | 1         | 2                |     | 1   | 1                 | 18        |
| 転倒              |     |     |           |           |                   |                 |                              | 1                      |                                | 1  | 1   |           |            |           |     | 1         | 1         | 2                |     | 1   |                   | 2         |
| 激突              |     |     |           |           |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   |           |
| 飛来、落下           | 1   | 2   |           | 1         |                   | 1               |                              |                        |                                | 1  |     |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   | 4         |
| 崩壊、倒壊           |     | 1   |           | 1         |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   | 1         |
| 激突され            |     | 1   |           | 1         |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   | 1         |
| はさまれ、巻<br>き込まれ  | 1   | 1   |           | 1         |                   | 1               | 1                            |                        |                                | 1  |     |           |            |           |     | 1         | 1         | 1                |     |     |                   | 5         |
| 切れ、こすれ          |     |     |           |           |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   |           |
| 踏み抜き            |     |     |           |           |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   |           |
| おぼれ             |     |     |           |           |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   |           |
| 高温・低温の物<br>との接触 |     | 1   | 1         |           |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     | 2         | 2         | 2                |     | 2   |                   | 5         |
| 有害物との<br>接触     | 1   | 3   |           | 3         |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     | 1         |           |                  |     |     |                   | 1         |
| 感電              |     |     |           |           |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           | 1                |     |     |                   | 1         |
| 爆発              | 1   |     |           |           |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   | 1         |
| 破裂              |     |     |           |           |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   |           |
| 火災              |     | 1   | 1         |           |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   | 1         |
| 交通事故<br>(道路)    |     | 2   |           | 1         |                   | 1               |                              |                        |                                | 1  | 1   |           |            |           |     |           |           | 3                |     | 3   |                   | 3         |
| 交通事故(そ<br>の他)   |     |     |           |           |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   |           |
| 動作の反動、無<br>理な動作 |     |     |           |           |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   |           |
| その他             |     | 2   |           | 2         | 1                 |                 |                              | 1                      |                                |    |     | 4         | 4          |           |     |           |           | 1                |     |     |                   | 8         |
| 分類不能            |     |     |           |           |                   |                 |                              |                        |                                |    |     |           |            |           |     |           |           |                  |     |     |                   |           |
| 業種計             | 5   | 21  | 2         | 11        | 2                 | 8               | 2                            |                        |                                | 2  | 1   | 5         | 4          | 1         | 1   | 5         | 3         | 7                |     | 4   | 1                 | 41        |

(注1) 上段は、本年10月末日現在(速報値)

下段は、前年 同期(速報値)

(注2) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

## 令和４年死傷災害発生状況（１月～１０月）

## その２ 事故の型別・業種別

東京労働局 労働基準部安全課

|             | 製造業 | 建設業  | 土木工事業 | 建築工事業 | 木造家屋建築工事業 | その他の建設業 | （注３）陸上貨物運送事業 | ハイヤー・タクシー業 | その他の運輸交通・貨物取扱業 | 商業   | 小売業  | 保健衛生業 | 社会福祉施設 | 接客娯楽業 | 飲食店  | 清掃と畜業 | ビルメン業 | その他の三次産業 | 金融業   | 警備業 | その他（一次産業） | 事故の型計 | 増減率（％） |
|-------------|-----|------|-------|-------|-----------|---------|--------------|------------|----------------|------|------|-------|--------|-------|------|-------|-------|----------|-------|-----|-----------|-------|--------|
| 墜落、転落       | 44  | 237  | 24    | 152   | 11        | 61      | 171          | 25         | 14             | 181  | 111  | 71    | 52     | 48    | 26   | 135   | 103   | 148      | 9     | 25  | 17        | 1091  | 3.2    |
| 転倒          | 99  | 96   | 23    | 60    | 4         | 13      | 137          | 58         | 48             | 463  | 358  | 293   | 232    | 163   | 127  | 241   | 202   | 429      | 34    | 112 | 4         | 2031  | 11.5   |
| 激突          | 24  | 40   | 4     | 26    | 2         | 10      | 73           | 5          | 28             | 96   | 69   | 62    | 50     | 29    | 21   | 48    | 26    | 56       | 2     | 10  | 1         | 462   | 21.6   |
| 飛来、落下       | 13  | 62   | 6     | 38    | 2         | 18      | 31           |            | 5              | 47   | 38   | 11    | 9      | 18    | 13   | 11    | 5     | 26       | 2     | 2   | 2         | 226   | 8.1    |
| 崩壊、倒壊       | 8   | 25   | 5     | 16    | 2         | 4       | 33           | 1          | 2              | 20   | 19   | 3     | 1      | 4     | 2    | 8     | 3     | 6        | 1     | 1   | 1         | 111   | -21.3  |
| 激突され        | 3   | 32   | 6     | 20    | 1         | 6       | 37           | 10         | 14             | 66   | 46   | 24    | 20     | 24    | 10   | 19    | 10    | 30       | 1     | 4   | 2         | 261   | 2.8    |
| はさまれ、巻き込まれ  | 121 | 95   | 28    | 51    | 1         | 16      | 66           | 9          | 13             | 84   | 56   | 26    | 18     | 33    | 24   | 36    | 12    | 64       |       | 16  | 3         | 550   | 7.4    |
| 切れ、こすれ      | 47  | 68   | 9     | 42    | 4         | 17      | 6            |            | 1              | 78   | 68   | 13    | 10     | 129   | 124  | 21    | 5     | 18       |       | 3   | 7         | 388   | 0.3    |
| 踏み抜き        | 1   | 7    | 1     | 4     |           | 2       |              | 2          | 1              |      |      | 2     | 1      | 2     | 1    | 1     | 1     |          |       |     |           | 16    | 14.3   |
| おぼれ         |     | 1    | 1     |       |           |         |              |            |                |      |      | 3     | 2      |       |      |       |       |          |       |     |           | 4     | 300.0  |
| 高温・低温の物との接触 | 6   | 16   | 8     | 7     | 1         | 1       | 9            |            | 3              | 25   | 23   | 3     | 3      | 90    | 88   | 12    | 8     | 22       |       | 16  | 1         | 187   | 21.4   |
| 有害物等との接触    | 4   | 5    |       | 4     |           | 1       |              |            | 7              | 4    | 2    | 5     | 5      | 3     | 2    | 7     | 5     | 2        |       |     | 1         | 38    | 26.7   |
| 感電          |     | 4    |       | 1     | 1         | 3       | 1            |            |                |      |      |       |        |       |      |       |       | 1        |       |     |           | 6     | -14.3  |
| 爆発          |     |      |       |       |           |         |              |            |                | 1    | 1    |       |        |       |      | 2     |       |          |       |     |           | 3     | -57.1  |
| 破裂          | 1   | 1    |       | 1     |           |         |              |            |                |      |      |       |        | 2     | 1    |       |       | 1        |       |     |           | 5     | 400.0  |
| 火災          |     | 1    |       |       |           | 1       |              |            |                |      |      | 1     | 1      | 2     | 2    |       |       |          |       |     |           | 4     | -20.0  |
| 交通事故（道路）    | 6   | 24   | 10    | 10    |           | 4       | 34           | 173        | 10             | 113  | 89   | 64    | 56     | 14    | 14   | 13    | 5     | 151      | 15    | 33  | 1         | 603   | 5.2    |
| 交通事故（その他）   |     | 1    |       | 1     |           |         |              | 1          | 1              |      |      | 5     | 4      |       |      |       |       | 2        |       | 2   |           | 10    | 42.9   |
| 動作の反動、無理な動作 | 63  | 52   | 8     | 29    | 2         | 15      | 202          | 34         | 64             | 259  | 199  | 335   | 268    | 93    | 63   | 102   | 51    | 186      | 10    | 38  | 7         | 1397  | -1.8   |
| その他         | 49  | 234  | 93    | 113   |           | 28      | 22           | 113        | 98             | 227  | 118  | 7519  | 3268   | 145   | 55   | 47    | 41    | 359      | 2     | 18  | 3         | 8816  | 275.6  |
| 分類不能        | 3   |      |       |       |           | 1       | 1            | 1          | 1              |      |      | 10    | 8      | 1     |      | 3     | 3     | 4        |       | 2   |           | 24    | 20.0   |
| 業種計         | 492 | 1001 | 226   | 575   | 31        | 200     | 823          | 432        | 310            | 1664 | 1197 | 8450  | 4008   | 800   | 573  | 706   | 480   | 1505     | 76    | 282 | 50        | 16233 | 73.6   |
| 増減率（％）      | 7.0 | 13.2 | 58.0  | -0.2  | -22.5     | 21.2    | 0.4          | 42.1       | 102.6          | 7.4  | 5.7  | 228.0 | 202.5  | 38.2  | 29.1 | 5.7   | 13.5  | 15.8     | -28.3 | 6.8 | -10.7     | 73.6  |        |

（注１）上段は本年10月末日現在（速報値）  
下段は前年同期（速報値）

（注２）データは労働者死傷病報告による死亡及び休業４日以上災害。  
（注３）「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

# 3 労働災害発生のしくみ



**安全衛生管理上の欠陥**  
企業の管理責任

## 間接原因

- ① 指揮命令権限が不明確
- ② 責任体制の不備（機械・設備の管理、点検、運転責任者等）
- ③ 機械・設備導入時の事前評価の不備
- ④ 安全衛生パトロール等の不備（未実施、問題点の未指摘等）
- ⑤ 施工計画・作業計画の不備
- ⑥ 作業マニュアルの不備
- ⑦ 作業主任者の未選任・職務の励行の不備
- ⑧ 安全衛生教育の不備
- ⑨ 連絡調整、打ち合わせ等の不備

## (1) 機械・設備、原材料等物自体の欠陥

機械の故障、設備不良などをいいます。

## (2) 安全設備等の欠陥

安全カバー、電気設備の絶縁の不良、未設置などをいいます。

## (3) 作業場所、物の置き方等の欠陥

安全通路が確保されていない、機械等の配置の欠陥、物の置き方、積み方などの欠陥をいいます。

## 直接原因

## 危険・有害な状態

## 物的要因

## 人的要因

## 危険・有害な状態

## 直接原因

## (9) 安全装置等を取り外す

安全装置を取り外したり、調整を誤ることをいいます。

## (10) 安全措置等の不履行

機械等を不意に動かす、合図確認をなしに機械や物を動かす、または物を放すことをいいます。

## (11) 危険・有害な状態を放置

機械・装置等を運転したままその場を離れたり、機械・装置、工具、材料等を危険または有害な状態で放置することをいいます。

## (12) 危険または有害な状態を作る

荷などの積み過ぎ、危険な物を混ぜ合わせるなどをいいます。



**(4) 保護具・服装等の欠陥**

保護具・服装、履物等を指定していない、手袋の使用を禁止していないことなどをいいます。

**(5) 作業環境の欠陥**

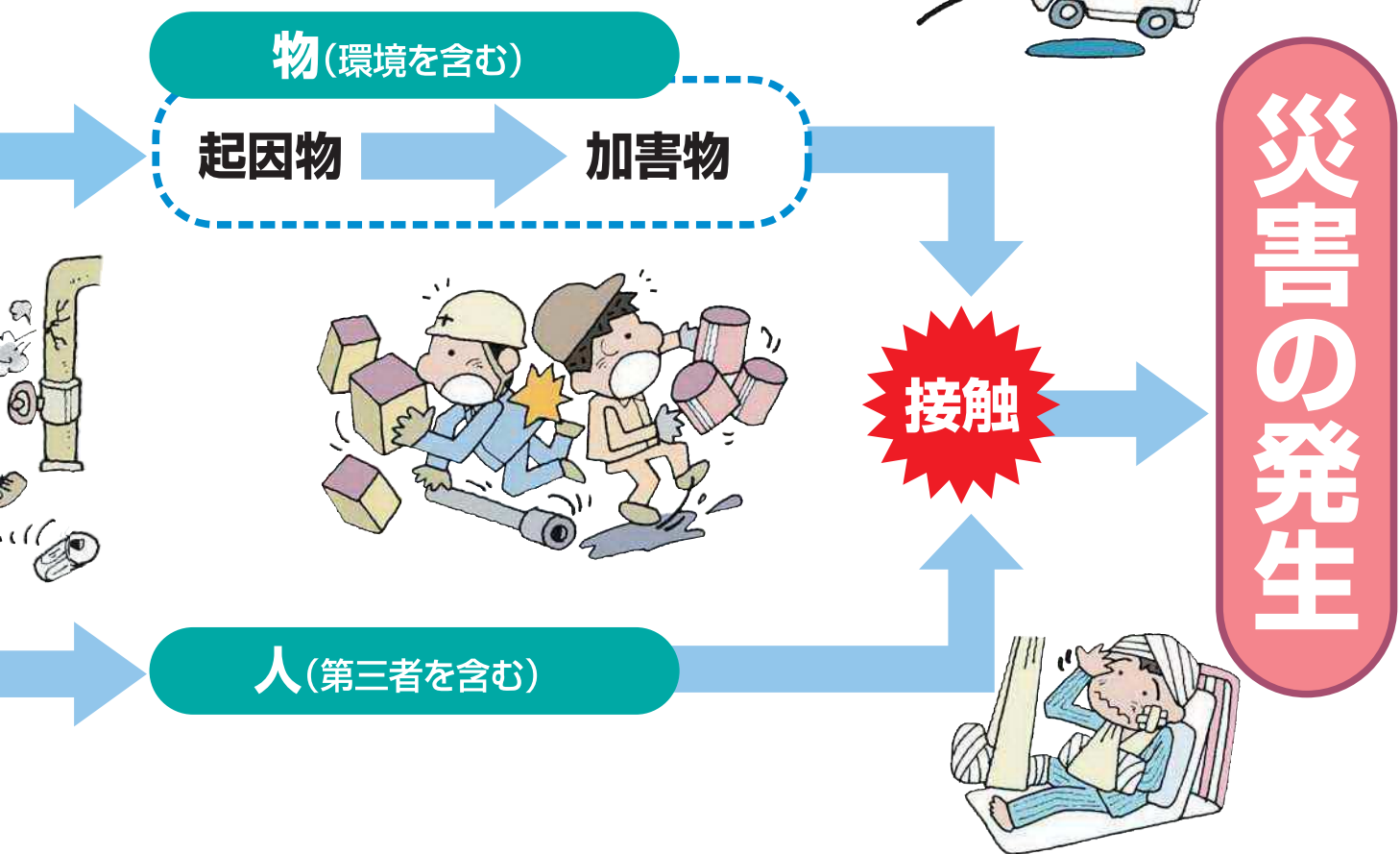
換気設備、照明設備などの欠陥をいいます。

**(6) 自然環境、外的要因による欠陥**

大雨による洪水、強風など自然の危険、部外的の欠陥をいいます。

**(7) 作業方法の欠陥**

不適切な機械・装置・用具・工具等の使用、作業手順の誤り、無理な動作などをいい、管理監督者の教育、指導、命令、指示が悪いためなど、主として管理上の欠陥に基づき、作業者の作業方法に欠陥がある状況をいいます。

**(8) その他及び分類不能****(13) 機械等の指定外の使用**

欠陥のある機械・装置、工具、用具を用いたり、指定以外の方法で使用するなどをいいます。

**(14) 運転中の機械・装置等の掃除、修理等**

運転中の機械・装置、通電中の電気装置、危険物が入っている物の掃除、注油、修理、点検を行うことをいいます。

**(15) 保護具・服装の欠陥**

保護具を使用しない、不安全な服装をすることなどをいいます。

**(16) その他の危険・有害な場所への接近**

つり荷の下に入る、不安定な場所に立入ることなどをいいます。

**(17) その他の危険・有害な行動**

荷の中抜き、物を投げ渡す、不用意に走ることなどをいいます。

**(18) 運転の失敗**

スピードの出し過ぎ等による運転ミス进行をいいます。

**(19) 誤った動作**

荷の持ち過ぎ、物の支え方の誤り、上り方、下り方の誤りなどをいいます。

**(20) その他及び分類不能**

事業場の安全衛生を確保するためには、労働安全衛生法令の遵守はもとより、事業場の自主的な安全衛生活動への取り組みが必要です。

効果的な安全衛生を行うには、経営トップが各級管理者の役割、権限などを明確することです。

### ①経営トップは安全衛生基本方針を表明しましょう

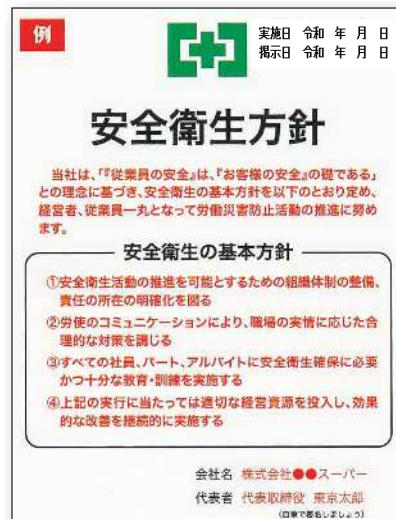
経営トップ自らの安全衛生に対する姿勢が事業場の安全衛生のレベルを決定します。経営トップは安全衛生基本方針を表明し、労働者へ周知しましょう。

### ②安全衛生に係る目標を設定し、計画を作成しましょう。

経営トップの安全衛生基本方針に基づいて、事業場における安全衛生に係る目標を設定し、目標の達成に向けた年間安全衛生計画を作成しましょう。(P26参照)

### ③安全衛生管理体制を確立しましょう。

労働安全衛生法では、業種、事業場規模などによって総括安全衛生管理者や安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者、衛生推進者などの選任を義務付けています。選任した場合は、その職務を明確にし、職務の遂行に必要な権限を与えましょう。



| 業種<br>規模<br>(労働者数) | 〈令2条1号の業種〉<br>林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業                                                             | 〈令2条2号の業種〉<br>製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 | 〈令2条3号の業種〉<br>その他の業種                        |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 1000人～             | 事業者<br>↓選任<br>総括安全衛生管理者<br>(安衛法10条)<br>↓指揮<br>安全管理者 衛生管理者 産業医<br>(安衛法11条) (安衛法12条) (安衛法13条) | 事業者<br>↓選任<br>総括安全衛生管理者<br>↓指揮<br>安全管理者 衛生管理者 産業医                                                                           | 事業者<br>↓選任<br>総括安全衛生管理者<br>↓指揮<br>衛生管理者 産業医 |
| 300～999人           |                                                                                             |                                                                                                                             |                                             |
| 100～299人           |                                                                                             |                                                                                                                             |                                             |
| 50～99人             | 事業者<br>↓選任<br>安全管理者 衛生管理者 産業医                                                               | 事業者<br>↓選任<br>安全管理者 衛生管理者 産業医                                                                                               | 事業者<br>↓選任<br>衛生管理者 産業医                     |
| 10～49人             | 事業者<br>↓選任<br>安全衛生推進者<br>(安衛法12条の2)                                                         | 事業者<br>↓選任<br>安全衛生推進者                                                                                                       | 事業者<br>↓選任<br>衛生推進者                         |
| 1～9人               | 事業者                                                                                         | 事業者                                                                                                                         | 事業者                                         |

※労働者には、常時使用するパート・アルバイト等及び派遣労働者を含みます。

**飲食店・社会福祉施設・小売業（各種食品小売業、家具等小売業及び燃料小売業を除く。）の事業者の皆様「安全推進者」を配置しましょう。**

安全管理者又安全衛生推進者の選任や安全委員会の設置の義務のない非工業的業種（労働安全衛生施行令第2条第3号）の事業場には、安全管理体制の構築に係る法令的な担保がなされていませんが、これら業種における1年間に発生する休業4日以上労働災害は約5万件（全労働災害の約30％）であることから「安全推進者」を配置することにより、安全管理体制の充実を図る必要があります。

(P. 21参照)

#### ④安全衛生委員会を設置し、定期的に開催しましょう。

労働安全衛生法では、業種、事業場規模などによって安全委員会（労働安全衛生施行令第2条1、2号の業種により常時使用する労働者が50人以上又は100人以上）、衛生委員会（常時使用する労働者が50人以上）の設置を義務付けています。（P. 21参照）

安全衛生委員会は、事業場における労働者の危険または健康障害を防止するための基本対策などの安全衛生に関する重要事項について調査審議を実施するものです。

事業者は、安全衛生委員会における議事の概要を委員会の開催の都度、遅滞なく、常時各作業場所の見やすい場所に掲示するなどによって労働者に周知する必要があります。（労働安全衛生規則第23条）

#### 労働安全衛生法に基づく安全衛生委員会等の設置義務のない事業者の皆様へ

事業場の安全衛生問題の改善・解決には労働者が安全衛生に関心を持ち、その意見を事業者が行う安全衛生のための措置に反映させることが必要です。安全衛生委員会の設置義務のない事業場においても安全衛生に関する事項について関係労働者の意見を聴く機会を設けることが必要です（労働安全衛生規則第23条の2）。

#### ⑤日常的な安全衛生活動を活性化させましょう。

##### 1.4S（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底

**整 理**…必要な物と不要な物に分けて、不要な物を処分する。

担当部署ごとに、職場巡視や点検、清掃を通じて定期的に不要な物を廃棄しましょう。

**整 頓**…必要な物をすぐに取り出し、使用できるように、分かりやすく安全な状態にする。

作業に必要な物の置き場を決め、種類や形状ごとに必要な数量を揃えましょう。

**清 掃**…作業する場所や身の回り、廊下や休憩所など共有場所のごみや汚れを取り除く。

作業終了前に作業員全員で一斉に行うと効果的です。事業場の実態に合わせて行いましょう。

**清 潔**…職場、機械設備や用具などの汚れを取り除くなど、清掃してきれいな状態を保持する。

作業員自身も身体、服装など身の回りや、使用する保護具などをきれいな状態にしましょう。

#### 2. KY（危険予知）活動の徹底

職場や作業の中に潜んでいる危険要因を把握し、作業の際に必要な措置や対策を作業開始前に確認する手法です。

日常の安全衛生活動として定着させるには、現場で実際に実演訓練や、イラストシート等を用いて危険要因洗い出しとそれに応じた対策の方法について話し合うなど、労働者一人ひとりの危険に対する感受性と問題の解決能力を高めることが必要です。

KY活動は作業場所や作業内容が変更したときも実施します。

##### 単独作業の場合は「一人KY」を実施しましょう。

単独作業での「一人KY」は、作業に必要な「安全チェック項目」などを読み上げ、危険箇所を「指差し呼称する」手法です。



蛍光灯の交換作業を脚立に乗って行います。

①どんな危険が考えられますか？

②どんな安全対策を講じますか？



①脚立に乗るので、バランスを崩して墜落する。

②二人で作業し、一人は脚立を支える。

脚立の天板に乗らない。

蛍光灯を手渡しし、手に持って昇降しない。

### 3. 作業開始前にミーティングの徹底

作業開始前や作業の切替え時に作業責任者を中心に、作業グループ単位で、その日の作業内容、段取り、分担、安全衛生のポイントなどについて話し合い、確認することが必要です。この中で、KY活動を取り入れ、作業グループ全員で話し合い、実践する行動目標を決めるようにすると効果的です。

また、その日の体調や服装、保護具などの点検を行う場とし、短時間であっても、その日の作業のはじめに実施しましょう。



### 4. 職場巡視

職場巡視には、法令で定められた安全管理者や衛生管理者、産業医によるものがあります。

自主的な取り組みとして、各部署の長などによる職場巡視を取り入れ、危険有害な箇所や4Sの状況、作業手順の遵守状況など安全衛生の管理状況を定期・不定期的に確認し、問題のある箇所などの改善を行うことが必要です。

また、安全週間実施期間や年末年始など労働災害防止啓発の時期や現場が繁忙期で安全管理が不十分となる時期などに経営トップによる現場巡視を取り入れることが望まれます。



### 5. 機械・設備等の点検

使用する機械・設備は作業開始前に点検を行いましょう。労働安全衛生法では、フォークリフト等一定の機械について、年次点検（定期自主検査（その内の一定の機械は検査業者による特定自主検査））と月例点検を義務付けています。

### 6. 指差し呼称の実施

慣れた業務では、「ついウっかり」、「ボンヤリした」など錯覚することがあります。

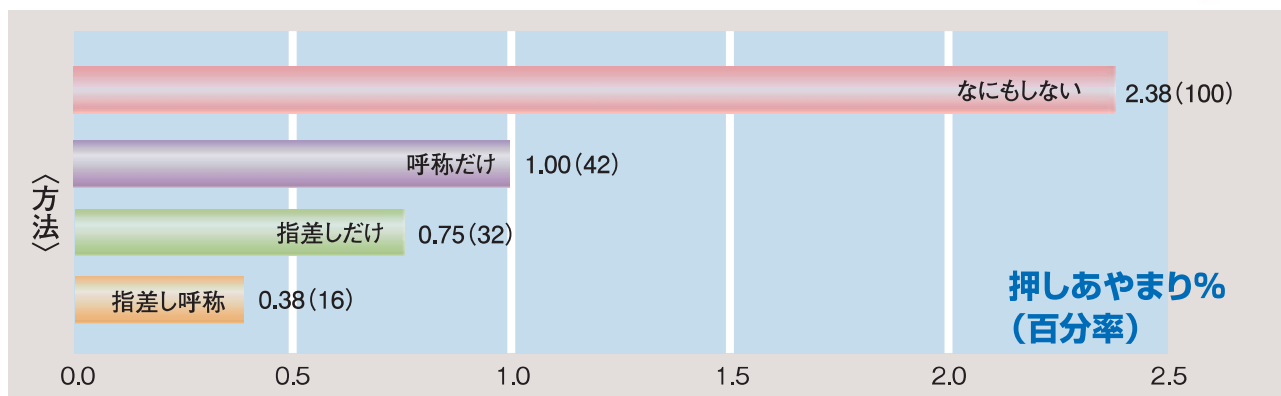
指差し呼称は声を出すことにより、声が耳に入り、指差し動作で腕を動かすことで意識レベルを上げ、確認の精度を向上させる手段です。

鉄道総合技術研究所が行った指差し呼称の効果検定実験結果では、何もしない場合に比べて、呼称だけ、指差しだけ、指差し呼称の順に作業の正確度が高くなりました。

「KY活動」と「指差し呼称」を組み合わせることでさらに効果が上がります。

#### 参考：指差し呼称の方法（基本）

- ①目で対象物をしっかり確認し、右腕を伸ばし、人差し指で確認する対象物を指し示す。
- ②声を出して、「電源スイッチOFF よし！」と唱える。
- ③右手は「電源スイッチOFF よし！」と唱えた後で振り上げ、「よし！」で振り下ろす。



指差し呼称の効果検定実験結果(平成6年(財)鉄道総合技術研究所)

事業場の機械設備の安全化や作業手順書の整備などの安全対策が講じられていても、労働者や労働者を指揮、監督する者が安全について知識や技能が不十分であると、講じた安全対策や取り組みの効果が期待できません。

労働安全衛生法では、労働者を雇い入れたときや作業内容を変更したとき、一定の危険又は有害な業務に就かせるときは特別の実施教育を実施するよう定めています。

また、事業者が自主的に開催する安全衛生大会や安全衛生教育の定着を図るためのOJT教育などの実施も重要です。

外部関係団体や講習機関、労働基準監督署等が実施する説明会や講習会などを活用しましょう。

### ① 実施計画等の作成

教育の種類ごとに、対象者、実施時期、実施場所、講師、教材等を定めた年間計画を作成し、継続して実施しましょう。

### ② 実施責任者

実施計画等の作成、実施、実施結果の記録・保存など教育に関する実施責任者を選任しましょう。

### ③ 教育内容の充実

講師は、当該業務に関する知識・経験を有している者に行わせましょう。使用する教材は安全衛生特別教育規程の内容を満たしているものを使用しましょう。

### ④ 教育担当者のレベルアップ

事業者が行う安全教育の場合、教育担当者のレベルの向上が必要です。外部の機関を活用し、教育を担当する安全衛生担当者や管理・監督者の資質の向上を図りましょう（安全教育センターの活用など）。

## 労働安全衛生法に基づく教育

|   |                    |                      |
|---|--------------------|----------------------|
| 1 | 雇入れ時の安全衛生教育        | 安衛法第59条1項、規則35条      |
| 2 | 作業変更時の安全衛生教育       | 安衛法第59条2項、規則35条      |
| 3 | 特別教育*              | 安衛法第59条3項、規則36条      |
| 4 | 職長教育               | 安衛法第60条、施行令19条、規則40条 |
| 5 | 危険又は有害業務従事者の安全衛生教育 | 安衛法第60条の2、規則40条の2    |
| 6 | 労働災害防止業務従事者の安全衛生教育 | 安衛法第19条の2、規則24条      |
| 7 | 健康教育               | 安衛法第69条              |
| 8 | 労働災害防止業務従事者講習      | 安衛法第99条の2            |

### \*事業者が行う特別教育について

- ①特別教育の細目は、厚生労働大臣が定める「安全衛生特別教育規程」（改正 平成31年2月12日 厚生労働省告示第32号）に基づいて実施すること（労働安全衛生規則第39条）。
- ②特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、3年間保存すること（労働安全衛生規則第38条）。

労働安全衛生法では、一定の危険な作業を伴う業務を就業制限業務とし、これらの業務については、一定の資格（免許を受けた者や技能講習を修了した者）を有するものでなければ就業させてはならないことになっています（安全衛生法第61条第1項）。

\* 就業制限に係る業務は労働安全衛生法施行令第20条に定められています。

リスクアセスメントは、職場にある様々な危険の芽（リスク）を見つけ出し、それにより起こることが予想される労働災害の重大さからリスクの大きさを見積もり、リスクの大きいものから順に災害防止対策を講じていく安全管理手法です。

過去の労働災害に  
学ぶ安全衛生

潜在的な危険有害要因を  
未然に除去・撤去

リスクアセスメント

### リスクアセスメントの指針関係（労働安全衛生法第28条の2）

危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成18年3月10日 指針公示第1号）

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針  
（平成27年9月18日 指針公示第3号）

機械の包括的な安全基準に関する指針（平成19年7月31日 基発第0731001号）

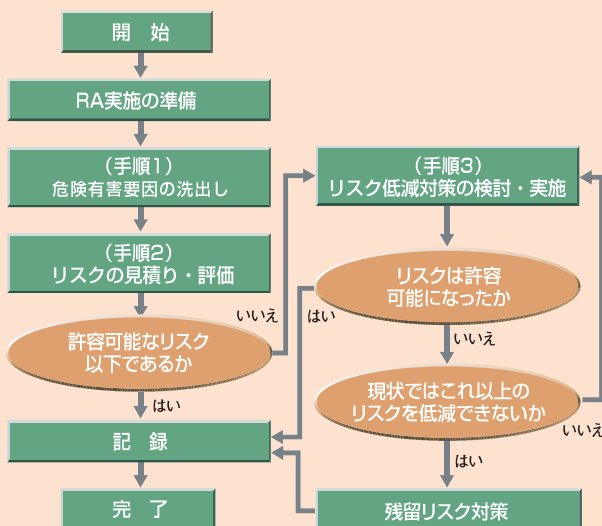
## 1 リスクアセスメントの効果

- (1) 災害要因を事前に排除できます。
  - (2) 対策の優先付けが可能となり、また、緊急性と必要な資金等を検討することで費用対効果が向上します。
  - (3) 管理監督者と作業者が危険に対する認識を共有できます。
  - (4) 残されたリスクに対して「守るべき決め事」の理由が明確になります。
- 結果として、企業の社会的信用が向上し、優良企業として地域貢献につながります。

## 2 リスクアセスメントの実施手順

- 手順1 職場に潜在するあらゆる危険有害要因を洗い出す。
- 手順2 これらの危険有害要因について、危険有害性（リスク）を見積もり、数値化等でリスクの大小を評価する。また、当面現状のままで容認できる範囲（許容リスク）を明確にする。
- 手順3 危険・有害性の高いものから順にリスク低減対策を効果的に実施する。  
残留リスクがある場合には、その対策も検討・実施する。

### リスクアセスメントの基本的な流れ



### リスクアセスメントのポイントは「危険有害要因の洗い出し」です

「危険有害要因の洗い出し」は以下の観点から特定するのが一般的です。

- ① 墜落・転落災害の危険
- ② はさまれ・巻き込まれ災害の危険
- ③ 転倒災害の危険
- ④ 飛来・落下災害の危険
- ⑤ 積荷等の崩壊災害の危険
- ⑥ 重量物などの運搬による災害の危険
- ⑦ 物との激突による災害の危険
- ⑧ 刃物や機械による切れ災害の危険
- ⑨ 交通事故による災害の危険
- ⑩ 感電による災害の危険
- ⑪ 有害物質による中毒等の健康管理の危険
- ⑫ 健康管理不足による健康障害の危険
- ⑬ 過重労働による健康障害の危険
- ⑭ その他(爆発火災、高温物等との接触、寒冷環境、有害光線などによる災害の危険)

## ① 職場での転倒災害を減らしましょう

仕事中に転倒して4日以上仕事を休む方は、全国で年間26,000人ほどで、労働災害の種類では最も多くなっています。特に高齢者が転倒した場合は重症化する割合が高く、日常生活での不慮の事故による死因の中でも、転倒・転落死は交通事故死を超えています。

## 問題のあったポイントを改善して転倒災害の防止に努めましょう

| チェック項目 |                                             | ✓ |
|--------|---------------------------------------------|---|
| 1      | 通路、階段、出口に物を放置していませんか                        |   |
| 2      | 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか          |   |
| 3      | 安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか             |   |
| 4      | 転倒を予防するための教育を行っていますか                        |   |
| 5      | 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつ、ちょうど良いサイズのものを選んでいますか |   |
| 6      | ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか   |   |
| 7      | 段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか           |   |
| 8      | ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか                   |   |
| 9      | ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか                |   |

## 冬季の転倒災害防止対策のポイント

## ① 気象情報の活用によるリスク低減の実施

- ・大雪・低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
- ・警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
- ・気象情報に応じた出張、作業計画等の見直し

## ② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

- ・屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
- ・事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
- ・屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
- ・凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し
- ・凍結した路面や凍結のおそれがある場所（屋外通路や駐車場等）における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨

## 1 安全委員会又は衛生委員会を設置しなければならない事業場

### 安全委員会

- ① 常時使用する労働者が50人以上の事業場で、次の業種に該当するもの  
林業、鉱業、建設業、製造業の一部の業種（木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業）、運送業の一部の業種（道路貨物運送業、港湾運送業）、自動車整備業、機械修理業、清掃業
- ② 常時使用する労働者が100人以上の事業場で、次の業種に該当するもの  
製造業のうち①以外の業種、運送業のうち①以外の業種、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業・小売業、家具・建具・じゅう器等卸売業・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業

**衛生委員会**・・・常時使用する労働者が50人以上の事業場（全業種）

## 2. 委員の構成、調査審議事項等

|                                                          | 安全委員会                                                                                                                                                                                                   | 衛生委員会                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員の構成                                                    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者（1名）</li> <li>2 安全管理者※</li> <li>3 労働者（安全に関する経験を有する者）※</li> </ol>                                                                       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等（1名）</li> <li>2 衛生管理者※</li> <li>3 産業医※</li> <li>4 労働者（衛生に関する経験を有する者）※</li> </ol>                                                                                                                                         |
| 調査審議事項（主要な事項を抜粋したものです。詳細については、労働安全衛生規則第21条及び第22条を参照のこと。） | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 安全に関する規程の作成に関すること。</li> <li>2 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること。</li> <li>3 安全に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。</li> <li>4 安全教育の実施計画の作成に関することなど</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 衛生に関する規程の作成に関すること。</li> <li>2 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。</li> <li>3 衛生教育の実施計画の作成に関すること。</li> <li>4 定期健康診断等の結果に対する対策の樹立に関すること。</li> <li>5 長時間労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。</li> <li>6 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。</li> </ol> <p>など</p> |
| その他（共通事項）                                                | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 毎月一回以上開催すること。</li> <li>② 委員会における議事の概要を労働者に周知すること。</li> <li>③ 委員会における議事で重要なものに係る記録を作成し、これを3年間保存すること。</li> </ol>                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

※ 1以外の委員については、事業者が委員を指名することとされています。なお、この内の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合（過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者）の推薦に基づき指名しなければなりません。

## 安全推進者の配置について

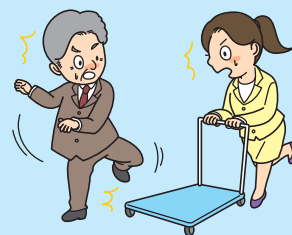
厚生労働省では「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」を策定し、常時使用する労働者が10人以上の事業場について、安全の担当者（安全推進者）の配置等をお願いしています。

### <安全推進者を配置するときのポイント>

- ◆安全推進者は、事業場ごとに1人以上配置します。  
（一定区域内の複数の事業場に、1人の安全推進者を配置することもできます。）
- ◆安全推進者を配置したときは、**名前を作業場に掲示**して、周知します。
- ◆事業主は、安全推進者が活動しやすいように、**必要な権限**を与えて、能力向上にも配慮します。

### <安全推進者の活動内容>

- ① **職場環境と作業方法の改善**に関すること  
例：職場内の整理整頓（4S活動）の推進  
床の凹凸面の解消など職場内の危険箇所の改善  
刃物や台車など道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 など
- ② **労働者の安全意識の啓発と安全教育**に関すること  
例：朝礼などの場を活用した労働災害防止の意義の周知・啓発  
荷物の運搬などの作業での安全な作業手順についての教育・研修の実施 など





外国人労働者を雇用する事業主のみなさまへ

## 外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

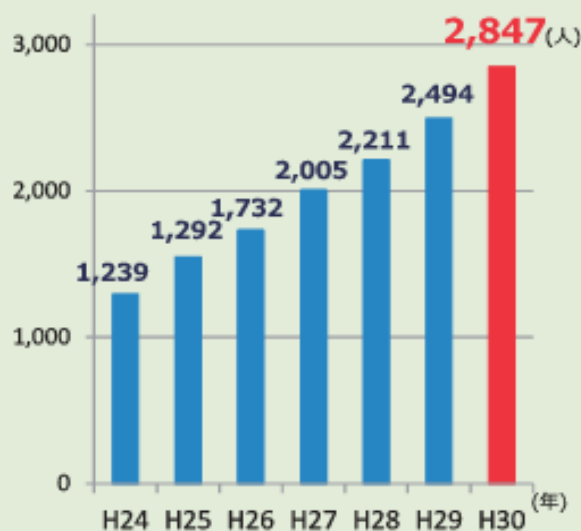
近年、外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあり、平成27年以降は毎年2,000件を超えています。

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に習熟していません。外国人に安全衛生教育を実施する際には、適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらいましょう。



### 外国人労働者の労働災害発生状況の推移

休業4日以上死傷者数（単位：人）



資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

#### 外国人労働者のための

#### 安全衛生教育等自主点検表

|   |           |                                                      |                                     |
|---|-----------|------------------------------------------------------|-------------------------------------|
|   |           |                                                      | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 1 | 安全衛生教育の実施 | 安全衛生教育を実施していますか。<br>（雇入れ時又は作業内容を変更した時など）             | <input type="checkbox"/>            |
| 2 | 作業手順の理解   | 母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、<br>作業手順を理解させていますか。         | <input type="checkbox"/>            |
| 3 | 指示・合図の理解  | 労働災害防止のための指示などを理解できるように、<br>必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。 | <input type="checkbox"/>            |
| 4 | 標識・掲示の理解  | 労働災害防止のための標識、掲示などについて、<br>図解等の工夫でわかりやすくしていますか。       | <input type="checkbox"/>            |
| 5 | 免許・資格の所持  | 免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な<br>業務に、無資格のままで従事させていませんか。    | <input type="checkbox"/>            |

#### 「危険の見える化」表示例



## 1. 一般健康診断

### (1) 雇入時の健康診断〔労働安全衛生規則第43条〕

常時使用する労働者を雇い入れた際は、次の項目の健康診断を行わなければなりません。健康診断項目の省略はできません。

| 健康診断項目                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○既往歴および業務歴の調査</li> <li>○自覚症状および他覚症状の有無の検査</li> <li>○身長、体重、腹囲、視力および聴力の検査</li> <li>○胸部エックス線検査</li> <li>○血圧の測定</li> <li>○貧血検査（赤血球数、血色素量）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○肝機能検査（GOT、GPT、<math>\gamma</math>-GTP）</li> <li>○血中脂質検査（LDL コレステロール、HDL コレステロール、血清トリグリセライド）</li> <li>○血糖検査（HbA1c でも可）</li> <li>○尿検査（尿中の糖および蛋白の有無の検査）</li> <li>○心電図検査</li> </ul> |

雇入時の健康診断は、医師の判断により省略可能な項目はありません。

### (2) 定期健康診断〔労働安全衛生規則第44条〕

常時使用する労働者について、1年以内ごとに1回、定期的に次の項目の健康診断を行わなければなりません。

| 健康診断項目                                                                                                                                                                                             | 省略基準（医師の判断による）                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○既往歴および業務歴の調査</li> <li>○自覚症状および他覚症状の有無の検査</li> </ul>                                                                                                        |                                                                                                                                      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○身長、体重、腹囲、視力および聴力※の検査<br/>【平成20年4月1日より「腹囲の検査」が追加されました】</li> </ul>                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身長 20歳以上</li> <li>・聴力 45歳未満（35歳・40歳を除く）は、下記※以外の方法で可</li> <li>・腹囲「35歳を除く40歳未満の者」など</li> </ul> |
| ○胸部エックス線検査およびかくたん検査                                                                                                                                                                                | 40歳未満の方で、ア) 5歳ごとの節目の年の方、イ) 感染症法により対象となっている方、ウ) じん肺法で対象となっている方、以外の方で医師が必要でないと認めるときは省略できます。                                            |
| ○血圧の測定                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○貧血検査（赤血球数、血色素量）</li> <li>○肝機能検査（GOT、GPT、<math>\gamma</math>-GTP）</li> <li>○血中脂質検査（LDL コレステロール、HDL コレステロール、血清トリグリセライド）</li> <li>○血糖検査（HbA1c でも可）</li> </ul> | 40歳未満（35歳を除く）                                                                                                                        |
| ○尿検査（尿中の糖および蛋白の有無の検査）                                                                                                                                                                              | ・「尿中の糖の有無の検査」の省略基準は平成20年4月1日に廃止されました                                                                                                 |
| ○心電図検査                                                                                                                                                                                             | 40歳未満（35歳を除く）                                                                                                                        |

※ 聴力検査は、1,000Hz の30dB および4,000Hz の40dB で純音を用いて、オーディオメーターで検査します。

労働安全衛生規則第44条の定期健康診断は、雇入時健康診断や海外派遣労働者健康診断等を受けた者については、当該健康診断の実施の日から1年間に限り、その者が受けた当該健康診断の項目に相当する項目を省略して行うことができるとされています。

また、労働者が定期健康診断を実施すべき時期に、育児休業、療養等により休業中の場合には、事業者は定期健康診断を実施しなくてもさしつかえないとされています。

ただし、労働者が休業中のため、定期健康診断を実施しなかった場合には、休業終了後は速やかに当該労働者に対し、定期健康診断を実施しなければなりません。

なお、特定健康診査とは高齢者医療確保法に基づいて行われるもので、医療保険者（組合管掌健康保険、政府管掌健康保険、船員保険、共済組合、国民健康保険）が40歳から74歳の加入者（被保険者・被扶養者）に対して実施することになっているなど、労働安全衛生法に基づく健康診断とは異なる点があります。

### (3) 特定業務従事者の健康診断〔労働安全衛生規則第45条〕

下表に示した特定業務に従事する労働者に対しては、当該業務への配置替えの際および6か月以内ごとに1回、定期的に、定期健康診断と同じ項目の健康診断を行わなければなりません。ただし、胸部エックス線検査については、1年以内ごとに1回、定期に行えば足りることとされています。

※ 45歳未満（35・40歳を除く）の者の聴力検査は、医師の判断により他の方法を用いてもよいことになっています。年2回の聴力検査のうち後半の1回は、医師が適当と認める方法を用いてもよいことになっています。

※ 年2回の貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査のうち1回は、医師が必要でないと認めるときは、省略することができます。

#### ○特定業務一覧

労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務（常時従事する労働者に限る）（安衛則第45条）

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>イ) 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務</li> <li>ロ) 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務</li> <li>ハ) ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務</li> <li>ニ) 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務</li> <li>ホ) 異常気圧下における業務</li> <li>ヘ) さく岩機、鉋打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務</li> <li>ト) 重量物の取扱い等重激な業務</li> <li>チ) ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>リ) 坑内における業務</li> <li>ヌ) 深夜業を含む業務</li> <li>ル) 水銀、砒素、黄リン、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準する有害物を取り扱う業務</li> <li>ヲ) 鉛、水銀、クロム、砒素、黄リン、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準する有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務</li> <li>ワ) 病原体によって汚染のおそれが著しい業務</li> <li>カ) その他厚生労働大臣が定める業務（未制定）</li> </ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 2.26 特殊健康診断

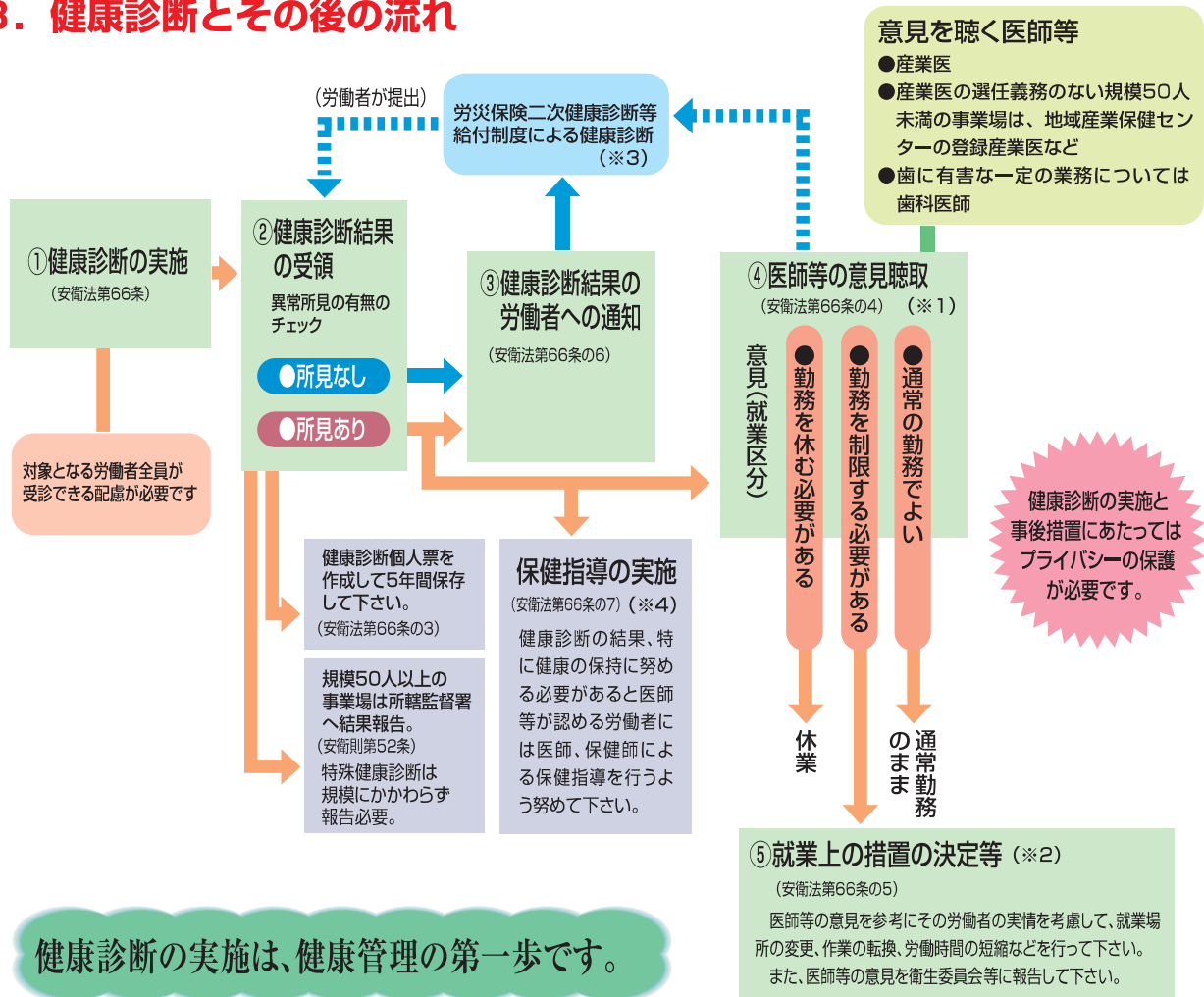
|         | 特殊健康診断の種類    | 対象業務等                                                                                                                                     | 根拠条文                     |
|---------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| じん肺法    | じん肺健康診断      | じん肺則別表に掲げる粉じん作業従事者等<br>(じん肺則第2条、同則別表)                                                                                                     | じん肺法第3条<br>じん肺法第7条～第9条の2 |
| 労働安全衛生法 | 高圧業務健康診断     | 高圧室内業務又は潜水業務(安衛法施行令第22条第1項第1号)                                                                                                            | 高圧則第38条                  |
|         | 電離放射線健康診断    | エックス線、その他の電離放射線にさらされる業務<br>(安衛法施行令第22条第1項第2号)                                                                                             | 電離則第56条                  |
|         | 除染等電離放射線健康診断 | 除染等業務                                                                                                                                     | 除染電離則第20条                |
|         | 鉛健康診断        | 鉛等を取扱う業務(安衛法施行令第22条第1項第4号)                                                                                                                | 鉛則第53条                   |
|         | 四アルキル鉛健康診断   | 四アルキル鉛の製造、混入、取扱いの業務<br>(安衛法施行令第22条第1項第5号)                                                                                                 | 四アルキル則第22条               |
|         | 有機溶剤等健康診断    | 屋内作業場等(第3種有機溶剤は、タンク等の内部に限る)における有機溶剤業務(安衛法施行令第22条第1項第6号)                                                                                   | 有機則第29条                  |
|         | 特定化学物質健康診断   | 1. 安衛法施行令第22条第1項第3号の業務(石綿等を取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務を除く)<br>2. 安衛法施行令第22条第2項に掲げる物(石綿等を除く)を過去に製造し、又は取り扱っていたことのある労働者で現に使用しているもの | 特化則第39条<br>同則別表第3、第4     |
|         | 石綿健康診断       | 1. 石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務<br>2. 過去に石綿等を製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に従事させたことのある労働者で現に使用しているもの                          | 石綿則第40条                  |
|         | 歯科医師による健康診断  | 安衛法施行令第22条第3項に掲げる業務                                                                                                                       | 安衛則第48条                  |

※ 次の(5)の「行政指導による健康診断」を特殊健康診断に含めることがあります。

※ エチレンオキシド、ホルムアルデヒドの製造取扱いの業務については、6か月以内ごとに1回の特定業務従事者の健康診断が必要。

※ 特殊健康診断の結果について、一般健康診断と同様、平成18年4月1日より労働者への通知が義務づけられています。

## 3. 健康診断とその後の流れ



(※1) 労働安全衛生法では、健康診断の結果「異常の所見のあった」労働者の健康保持のため、「医師等の意見聴取」が事業者には義務付けられています。

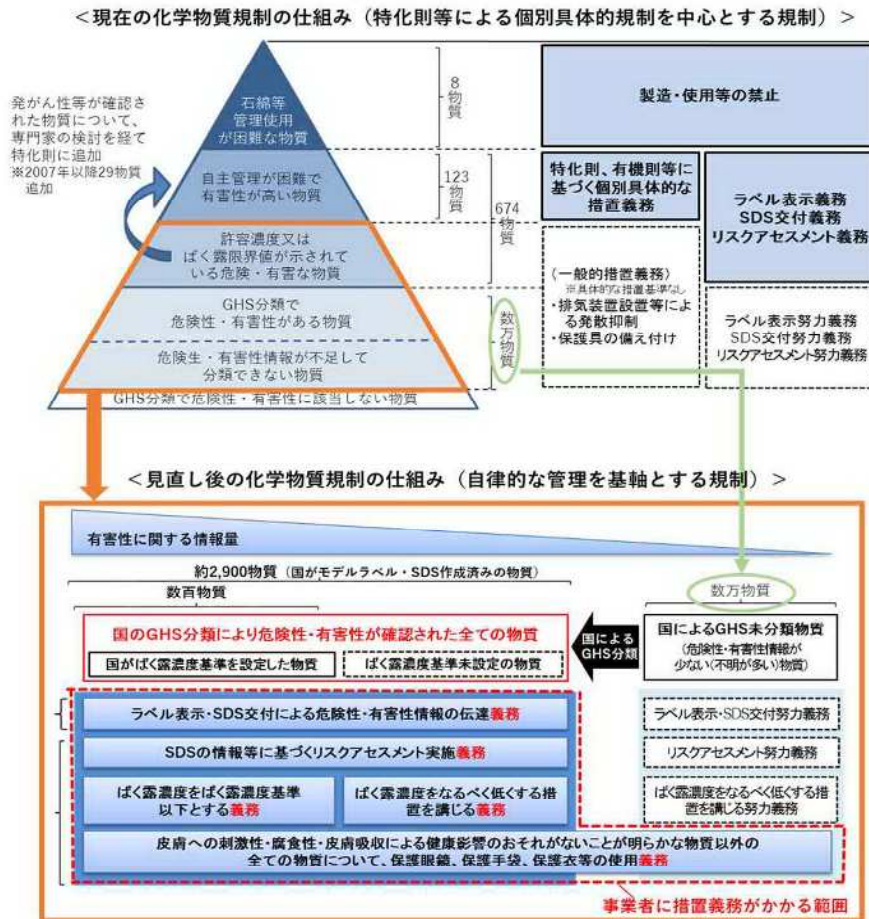
(※2) 医師等の意見聴取、就業上の措置の決定、保健指導等の事後措置に当たっては、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成29年4月14日改正)に留意してください。

(※3、※4) 一般健康診断の場合に限ります。

# 労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の遅発性疾患を除く。）は年間450件程度で推移しており、がん等の遅発性疾患も後を絶ちません。

これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度（下図）が導入されました。



## 1-1 ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

- 労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等 **2024(R6).4.1施行** による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物※）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。
- 2022（令和4）年2月公布の労働安全衛生法施行令（安衛令）改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで比較的強い有害性が確認された234物質がラベル表示等の義務対象に追加されました。ただし、2024（令和6）年4月1日時点で現存するものには、2025（令和7）年3月31日までの間、安衛法第57条第1項のラベル表示義務の規定は適用されません。
- 今後のラベル・SDS義務対象への追加候補物質は、(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのウェブサイトCAS登録番号付きで公開されています。  
[https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken\\_report.html](https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html)

※リスクアセスメント対象物：

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

## 1-2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

### (1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

① 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にしなければなりません。

2023(R5).4.1施行

- i 代替物等を使用する
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する
- iii 作業の方法を改善する
- iv 有効な呼吸用保護具を使用する

② リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。

2024(R6).4.1施行

### (2) (1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

(1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

(1)①に関する部分

2023(R5).4.1施行

(1)②に関する

2024(R6).4.1施行

ただし、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質）は30年間保存です。

### (3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

(1)①のリスクアセスメント対象物以外の物質も、労働者がばく露される程度を、(1)① i ~ ivの方法等で、最小限度にするように努めなければなりません。

努力義務

2023(R5).4.1施行

## 1-3 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含む製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。

① 健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者

努力義務

2023(R5).4.1施行

義務

2024(R6).4.1施行

- ▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する

② 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなものの以外<sup>①</sup>の物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）

努力義務

2023(R5).4.1施行

- ▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する

## 1-4 衛生委員会の付議事項の追加

衛生委員会の付議事項に、1-2(1)と1-8(1)に関する以下  
①～④の事項を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況  
の調査審議を行うことを義務付けます※。

①に関する部分 2023(R5).4.1施行

②～④に関する部分 2024(R6).4.1施行

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- ② 濃度基準値の設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

※ 衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場も、労働安全衛生規則（安衛則）第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければなりません。

## 1-5 がん等の遅発性疾病の把握強化

化学物質を製造し、または取り扱う同一事業場で、1年以内に複数の労働者が同種  
のがんに罹患したことを把握したときは、その罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴かな  
なければなりません。

また、医師がその罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、その労働者の従事  
業務の内容等を、所轄都道府県労働局長に報告しなければなりません。

2023(R5).4.1施行

## 1-6 リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存

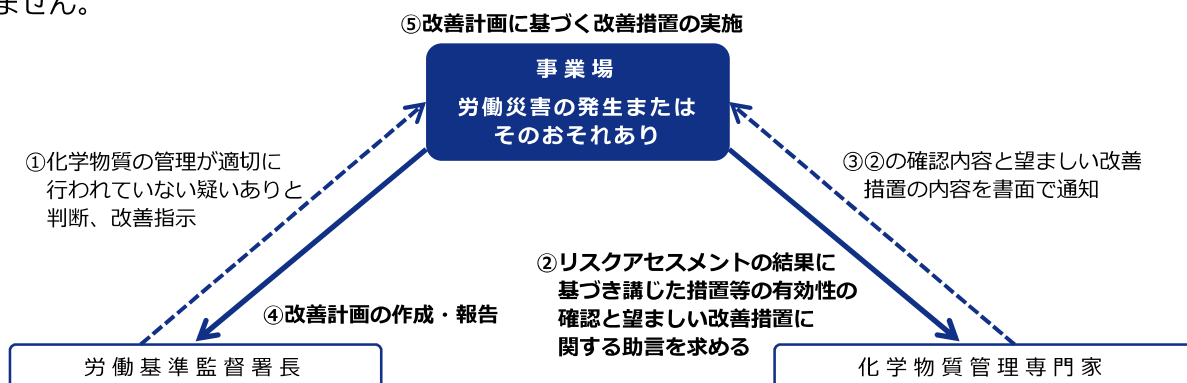
リスクアセスメントの結果と、その結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害  
を防止するための措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスマ  
ント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存しなければなりません。

2023(R5).4.1施行

## 1-7 労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

- 労働災害の発生またはそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、  
その事業場で化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、事業場の事業者に対  
し、改善を指示することができます。
- 改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（要件は厚生労働大臣告示で示す予定）から、リス  
クアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関する助言を受けた上  
で、1か月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければな  
りません。

2024(R6).4.1施行



## 1-8 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務（健康診断等）

### (1) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露防止措置の一環としての健康診断の実施・記録作成等

2024(R6).4.1施行

- リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければなりません。
- 1-2(1)②の濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければなりません。
- 上記の健康診断を実施した場合は、その記録を作成し、**5年間**（がん原性物質に関する健康診断は**30年間**）保存しなければなりません。

### (2) がん原性物質の作業記録の保存

2023(R5).4.1施行

リスクアセスメント対象物のうち、労働者にがん原性物質を製造し、または取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業歴を記録しなければなりません。また、その記録を**30年間保存**しなければなりません。

## 2-1 化学物質管理者の選任の義務化

### (1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
- 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
- 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

### (2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

|                          |                          |
|--------------------------|--------------------------|
| リスクアセスメント対象物の製造事業場       | 専門的講習※の修了者               |
| リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場 | 資格要件なし<br>(専門的講習等の受講を推奨) |

※ 専門的講習のカリキュラムは、右図の内容を厚生労働大臣告示で示す予定です。

|      | 科目                           | 時間  |
|------|------------------------------|-----|
| 学科教育 | 化学物質災害の発生の原因                 | 1時間 |
|      | 化学物質の危険有害性                   | 2時間 |
|      | 関係法令                         | 1時間 |
|      | 化学物質の危険性または有害性の調査            | 3時間 |
|      | 化学物質の危険性または有害性の調査の結果に基づく措置   | 2時間 |
| 実習   | 化学物質の危険性または有害性の調査とその結果に基づく措置 | 3時間 |

### (3) 職務

- ラベル・SDS等の確認
- 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

## 2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

### (1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

### (2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

### (3) 職務

有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務

## 2-3 雇入れ時等教育の拡充

雇入時等の教育のうち、特定の業種では一部教育項目の省略が認められていましたが、この~~省略規定を廃止~~します。危険性・有害性のある化学物質を製造し、または取り扱う全ての事業場で、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行わなければなりません。

2024(R6).4.1施行

## 2-4 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

安衛法第60条の規定で、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています。その対象業種に、以下の業種が追加されます。

2023(R5).4.1施行

- ・ 食料品製造業  
食料品製造業のうち、うま味調味料製造業と動植物油脂製造業は、すでに職長教育の対象です。
- ・ 新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業

## 3-1 SDS等による通知方法の柔軟化

SDS情報の通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用できます。この改正は、通知方法の柔軟化を行うものなので、従来の方法のままでも問題ありません。

2022(R4).5.31(公布日)  
施行

### 改正前

- ・ 文書の交付
- ・ 相手方が承諾した方法（磁気ディスクの交付、FAX送信など）

### 改正後

事前に相手方の承諾を得ずに、以下の方法で通知が可能

- ・ 文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- ・ FAX送信、電子メール送信
- ・ 通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

### 3-2 SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新

2023(R5).4.1施行

SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」を、定期的に確認し、変更があるときは更新しなければなりません。更新した場合は、SDS通知先に、変更内容を通知することとします。

※ 現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等も、同様の更新と通知が努力義務となります。

5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認

変更があるときは、確認後1年以内に更新

変更をしたときは、SDS通知先に対し、変更内容を通知

### 3-3 SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化

2024(R6).4.1施行

- SDSの通知事項に新たに「（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加されます。
- SDSの通知事項である、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントの記載が必要となります。

※ 製品により、含有量に幅があるものは、濃度範囲の表記も可能です。  
また、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものとみなされます。

### 3-4 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

2023(R5).4.1施行

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている化学物質（ラベル表示対象物）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法で、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければなりません。

- ・ ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- ・ 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合

### 3-5 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

2023(R5).4.1施行

安衛法第31条の2の規定で、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性と有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされています。この措置の対象となる設備の範囲が広がり、化学設備、特定化学設備に加えて、SDS等による通知の義務対象物の製造・取扱設備も対象となります。

### 4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外

2023(R5).4.1施行

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場は、その認定に関する特別規則（特定化学物質障害予防規則等）について個別規制の適用を除外し、特別規則の適用物質の管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができます。

## 5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

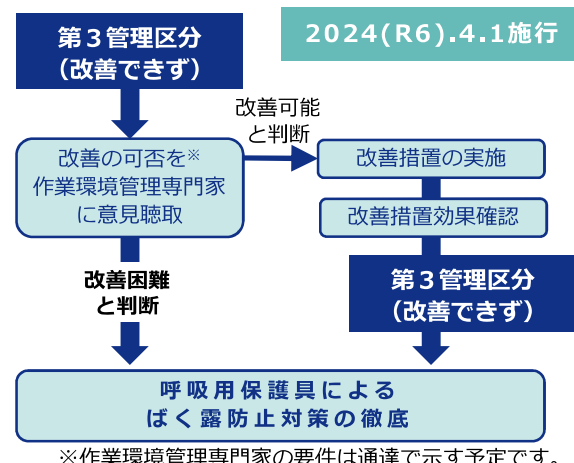
2023(R5).4.1施行

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、その実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回 緩和できます。

## 6 作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化

### (1) 作業環境測定の評価結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 当該作業場所の作業環境の改善の可否と、改善できる場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴かなければなりません。
- ② ①の結果、当該場所の作業環境の改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価しなければなりません。



### (2) (1)①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合と

#### (1)②の測定評価の結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② ①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。
- ③ 保護具着用管理責任者を選任し、(2)と(3)の管理、特定化学物質作業主任者等の職務に対する指導（いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させること。
- ④ (1)①の作業環境管理専門家の意見の概要と、(1)②の措置と評価の結果を労働者に周知すること。
- ⑤ 上記措置を講じたときは、遅滞なくこの措置の内容を所轄労働基準監督署に届け出ること。

### (3) (2)の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

- ① 6か月以内ごとに1回、定期的に、個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② 1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。

### (4) その他

- ① 作業環境測定の結果、第3管理区分に区分され、上記(1)(2)の措置を講ずるまでの間の応急的な呼吸用保護具についても、有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② (2)①と(3)①で実施した個人サンプリング測定等による測定結果、測定結果の評価結果を保存すること（粉じんは7年間、クロム酸等は30年間）。
- ③ (2)②と(3)②で実施した呼吸用保護具の装着確認結果を3年間保存すること。

## 新たな化学物質規制項目の施行期日

|                             | 規 制 項 目                                    | 2022(R4).<br>5.31(公布日) | 2023(R5).<br>4.1 | 2024(R6).<br>4.1 |
|-----------------------------|--------------------------------------------|------------------------|------------------|------------------|
| 化学物質<br>管理<br>体系の<br>見直し    | ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加                  |                        |                  | ●                |
|                             | ばく露を最小限度にすること<br>(ばく露を濃度基準値以下にすること)        |                        | ●                | ●                |
|                             | ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存                      |                        | ●                |                  |
|                             | 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止<br>(健康障害を起こすおそれのある物質関係) |                        | ●                | ●                |
|                             | 衛生委員会付議事項の追加                               |                        | ●                |                  |
|                             | がん等の遅発性疾病の把握強化                             |                        | ●                |                  |
|                             | リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存                     |                        | ●                |                  |
|                             | 化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示                |                        |                  | ●                |
|                             | リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等                 |                        |                  | ●                |
|                             | がん原性物質の作業記録の保存                             |                        | ●                |                  |
| 実施<br>確立<br>の<br>制<br>度     | 化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化                     |                        |                  | ●                |
|                             | 雇入れ時等教育の拡充                                 |                        |                  | ●                |
|                             | 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大                   |                        | ●                |                  |
| 情報<br>伝<br>達<br>の<br>強<br>化 | SDS等による通知方法の柔軟化                            | ●                      |                  |                  |
|                             | SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新                   |                        | ●                |                  |
|                             | SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化                  |                        |                  | ●                |
|                             | 事業場内別容器保管時の措置の強化                           |                        | ●                |                  |
|                             | 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大               |                        | ●                |                  |
| 管理水準良好事業場の特別規則等適用除外         |                                            |                        | ●                |                  |
| 特殊健康診断の実施頻度の緩和              |                                            |                        | ●                |                  |
| 第三管理区分事業場の措置強化              |                                            |                        |                  | ●                |

## 制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- ・ 制度の内容に関する相談
- ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法等

事業者のための化学物質管理無料相談窓口（テクノヒル株式会社 化学物質管理部門）

**電 話 050-5577-4862** FAX: 03-5642-6145

受付時間 平日10:00～17:00（12:00～13:00を除く）※土日祝日・国民の休日・年末年始を除く

開設期間 2022年4月1日～2023年3月17日（以降の開設期間とお問い合わせ先は未定）

メールでのお問い合わせも受け付けています。

詳しくはテクノヒル株式会社のウェブサイトをご覧ください。

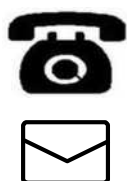
<https://www.technohill.co.jp/telsoudan/>

# 労働安全衛生法に関する 化学物質管理の 無料相談窓口のご案内

ラベル・SDS、リスクアセスメント、化学物質を取扱う労働者の健康確保に関する内容・支援などのご質問にお答えします。



- 新たな化学物質管理規制にどのように対応すればいいですか？
- ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか？
- ラベルやSDSの内容が分からないのですが？
- 化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか？
- 「CREATE-SIMPLE」などの使い方を教えてください。
- 化学物質管理に役立つ情報はどこで分かりますか？



**050-5577-4862**

**soudan@technohill.co.jp**

事務局HPからメールフォームをご利用いただけます。   と検索ください。

受付時間 月～金 10:00～17:00 (12:00～13:00を除く)

※土日祝日、国民の休日、年末年始を除く

\*相談は無料ですが、通話料がかかります。

\*相談窓口開設期間は令和4年4月1日～令和5年3月17日までとなります。

\*メールでのお問い合わせについて、内容に応じて電話でのご回答になる場合がございますのでご了承ください。

労働安全衛生法では、一定の危険有害性のある化学物質（令和4年4月1日時点で674物質）には、次の3つの義務があります。

**ラベルの表示**  
(譲渡提供する事業者)

**SDSの交付**  
(譲渡提供する事業者)

**リスクアセスメントの実施**  
(使用する事業者)

この相談窓口では、ラベルやSDSの記載内容の理解や、これを活用したリスクアセスメントの実施にあたりお困りの事業者や担当者の皆様からのご質問にお答えしています。お気軽にご相談下さい。

本事業では、リスクアセスメントに係る訪問支援も行っています。併せてご利用ください。

**令和4年度 厚生労働省「ラベル・SDS活用促進事業A（相談・訪問）」**  
**【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門**

TEL : 03-6231-0133 FAX : 03-5642-6145

<http://www.technohill.co.jp/>